慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天保期八王子横山宿の人口移動
Sub Title	A population history of family migration in the country town "Hachioji" : the case of Yokoyama-shuku 1833-1842
Author	鷲崎, 俊太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1999
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.3 (1999. 10) ,p.593(137)- 626(170)
JaLC DOI	10.14991/001.19991001-0137
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19991001-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」92巻3号（1999年10月）

天保期八王子横山宿の人口移動

鷲　崎　俊太郎

1．はじめに

本稿は，関東・多摩地域に位置する在郷町，八王子横山宿における19世紀前半・天保期の人口動態を分析し，当時の移動人口が宿内の土地の持高および職業・生業の構成にどのような影響を及ぼしていったのかを検討するものである。

横山宿を含む近世の八王子十五宿およびその周辺地域に対して，T. C. スミスは，高崎や桐生新町など22地域とともに「在郷町」(country places) と呼称する。在郷町は「平均的な城下町に比して人口規模が小さく」，「大多数は法制的に都市というより村」であったが，「社会的に見れば一部都市化されており，いくつかは都市にも匹敵する人口規模を有していた」新開地であった。そして「原材料や水力が手近にあ」ったことから商工業さらには運輸業が発達し，人口が減少して衰退下にあった城下町に競い勝って労働力を引き付けるだけの比較優位を持つようになった。さらに在郷町の人口は一般的に「商業または工業の地域的拡大を伴っ」て，1750-1800年以降増加が加速していったといわれている。(1) 在郷町をはじめ町場の労働力は，周辺農村から主に奉公，あるいは出稼という形で供出されていた。西濃輪中に位置する西条村において農村あるいは町場に向けて奉公に出た1年平均の人数を比較してみると，男女ともに文化・文政期頃から農村に代替して町場への奉公が増加し始めていた。とりわけ幕末期における町場への女子の移動は都市への移動をも上回っていた。美濃国内の町場には織物工業や関連産業が発展していたことから，「地方の中小都市の幕末期における経済的発展に伴う労働需要の増大を示」していた。(2)

（1） トマス・C・スミス（1977），161，165-167頁。同論文では，「都市とは，人口5,000以上か，あるいは人口規模にかかわらず法制的に都市と認められる場所」であり，「それらのうちより重要なものは城下町であ」ると定義付けている。なお，「一般的には発展的であった在郷町の中にも近世後半に衰退した」事例として，鬼頭宏の秩父大宮郷がある。鬼頭宏（1985），167頁。

（2） 速水融（1992），267-273頁。

一方で，奉公・出稼を受け入れる都市の人口移動の研究として，高山および甲府におけるケーススタディが挙げられる。佐々木陽一郎のシミュレーションによると，「徳川時代の高山には人口を自ら維持する能力が欠如しており，農村からの移入人口がない時には，当初の予想を大きく上廻る大幅な人口減少を示す」[3]ことから，同地における人口移動の分析は都市の人口維持メカニズムを解明する上でも意義深い。高山壱之町・弐之町における1773（安永2）年から1871（明治4）年に至るまでの分析の結果，第一に挙家型と言うよりも単身型と呼ぶべき移動形式であり，第二にその多くは市外と移出入を行っており，第三に市外移入人口の高山における滞在年数は短期間であったが，高山の人口に占める他地域出生人口は高いものであることが理解された[4]。さらに人口移動を決定する要因を考えてみると，飛騨国各村における高山への移入人口の比率は距離に対してマイナスに，一人当りの農産物に対してプラスに回帰し，前者よりも後者の方が人口移動には有効に機能することが明らかになった[5]。ただし，このような特徴は当該の100余年間を一括して分析したために近世後期全般の傾向として把握することができるが，綿密に時期区分を行うことによって各期間独自の特徴がより一層明確になる可能性が残されているといえる。

次に甲府における人口移動研究に目を向けて見ると，17世紀末期から18世紀にかけては近世甲斐国のあらゆる村落から甲府城下さらには江戸に向けて年季奉公人を供給していたが[6]，甲府城下に位置する三日町においては，「18世紀を通して年季奉公人はより短年季へと比重を移し，かつ減少してい」った。さらに19世紀になると三日町町内移動を中心に隣接する町内からの店借層が転入して人口が増加し，城下町町内相互で関係が密になった一方で，農村に対しては転出超過となり，且つ関係が薄れていくようになった[7]。このように近世後期になると城下町においても，農村から都市へと向かう従来の人口移動の定説とは相反して都市から農村へ向かう「逆流」が存在することが証明された点では興味深いが，その「逆流」の存在が前述したT. C. スミスの「城下町衰退論」とどのように関連しているかについては今後の課題といえよう。

もっとも高山や甲府という地域は，城下町に代表されるような「人口規模にかかわらず法制的に都市と認められる場所」[8]であって，町場ではない。これに対して，同じくスミスが日本の前近代成長の役割を果たしたと述べている「都市型農村」，すなわち都市的な性格を帯びつつも，行政区分上は「村」として位置付けられている在郷町における人口移動研究は全く見られなかった。したがって都市あるいは農村と比較すると，人口移動の研究は冒頭で説明した特徴を持つ在郷町において

（3） 佐々木陽一郎（1977），148頁。
（4） 佐々木陽一郎（1980），82-83頁。
（5） 佐々木陽一郎（1988），64-73頁。
（6） 溝口常俊（1981），21頁。
（7） 土田良一（1979），83頁。
（8） トマス・C・スミス（1977），154頁。

はあまり活発に議論されてこなかった。[9] その後人口移動研究は1980年代になると陰を潜めてしまったが，1990年代には新たに高橋美由紀の郡山上町の研究が見られるように，在郷町に対しても「宗門人別書上帳」や「人別送状」を使用して歴史人口学的に人口移動が分析されるようになった。[10]

このような研究史に基づき，本稿では天保期における八王子横山宿の人口移動をとりあげてみる。後述するように当該期間の横山宿総人口は微減しているが，敢えてこの時期を選択した意義は，2点ある。天保期には江戸の町人人口のうち他所出生者による純移動数が約35000人ほど増加して自然減少数を上回ったために，「当時の江戸町人の人口増は他所出生者の江戸流入という社会増によるもの」となった。[11] したがって天保の飢饉の期間には町場においても農村からの人口流動を期待しやすいと思われる。これが第一の意義である。このように予想される背景としては，八王子十五宿全体において1833（天保4）年以降相次ぐ凶作により米価が騰貴し，[12] 1836（天保7）年から翌年にかけては横山宿で「町方「騒立」が起こり窮民救済のため，諸々の対策が立てられていた」[13] 経緯があったためである。第二に，当該期間が天保の改革の中で江戸の人口抑制政策として「人返し令」が発令される過程にあった時期であることに注目したい。「人返し令」は1838（天保9）年閏4月21日に勘定奉行内藤隼人正矩佳が水野忠邦の命により，諸国代官に在方人別の増加策，御府内人別の減少策を諮問した頃から具体化し始め，1842（天保13）年11月無宿野非人旧里帰郷令が発せられた。さらに1843（天保14）年3月，諸国人別改の大改正によって在方からの新規江戸人別入りを禁止し，江戸人別の店借人の市内転居にも人別送りの手続きを履ませて監視を強化するまでに至り，同年閏9月に水野忠邦老中罷免ののち12月に事実上撤回されるまで継続した。[14] 本稿で使用する史料「人別送状」（転入）においても73件中その90パーセントに相当する66件が1842（天保13）年に発行されていたことから，都市人口の過密問題が単に江戸御府内に留まるものではなく江戸近郊の町場にも影響を及ぼしており，八王子横山宿においても人別改に対して厳重な取締体制が敷かれていたことが伺える。

最後に八王子を本稿の対象地域として選定した理由について述べておく。その1つとして，八王

（9） 9 摂津国花熊村は，人口規模が300人にも満たず，かつ19世紀以降総人口は減少および停滞していたが，「周辺地域における工業の展開によって，農間余業の機会も多く，また商品経済との接触も深く」，労働移動の面で「都市と農村との結節点」となる役割を果たしていたことから，町場としての意味合いが強かったともいえよう。松浦昭（1973），51頁。

(10) 高橋美由紀（1997，1999）。

(11) 南和男（1978），132頁。

(12) 八王子横山宿・八日市宿の「御用留」における市場米価は，飢饉開始前の1833（天保4）年1月14日には1両あたり0.93石であったのが，飢饉最中の1837（天保8）年2月10日になると1両あたり0.25石と約4倍にも上昇した。『八王子市史』下巻（1980），764頁。

(13) 馬場憲一（1995），203頁。

(14) 南和男（1978），136-161頁。

子十五宿がスミスの「在郷町の特徴」[15]に合致する町場であることが挙げられるが，さらに重要なもう1つの点として，対象時期の選定において繰り返し登場しているように，江戸という都市を無視することができない地域だからである。「近世における八王子織物業は江戸を主たる市場として発展し」てきたのであり，八王子十五宿内に居住する町方縞買商人は三井，白木屋，大丸など江戸呉服問屋と提携して仲買業務を行っていた。[16]また史料が未整理であるために本稿では取り上げることはできないが，八王子横山宿「人別送状」（転出）によると1842（天保13）年から1862（文久2）年までの間，約半数の事例が横山宿から江戸へ転出していたことが明らかになっている。すなわち八王子横山宿は商品と労働をともに供出する農村と，商品需要と労働需要がともに高い巨大都市江戸とを結ぶ典型的な町場であるということができよう。

以上より，本論における課題を設定すると，次の通りになる。農村から都市へと一方向的に人口が急激に流動したといわれる天保期の関東地方において，農村－都市を繋ぐ中間媒体である在郷町ではどのように転入人口を吸収していったのかを明らかにする。そのために，移動主体を年季明け後出身地に戻る可能性があり得る奉公人・下人という個人に着目するのではなくて世帯を対象とし，奉公人・下人とは異なって滞在期間，職種，さらには身寄りも決定しているわけではない，ある意味で「自由」な立場にある世帯の移動が一般的にどのような傾向を持っていたのかを分析する。近世を通じて「移動の法的規制は，もしあったとしても有名無実であったわけだが，ただやはり正面切っての移動，すなわち「引越」は無制限に認められたわけではない」[17]状況の中で，世帯移動の分析を通じて奉公人研究以上に庶民全体の移動性向を把握することができるだろう。

以上の課題に基づき，本稿の構成を明らかにすると以下の通りである。第一に本稿を展開する準備段階として，本論の舞台である近世八王子横山宿の概略を地理，宿駅機能，定期市，人口の4つの面から触れてみる。そして今回使用した一次史料について，持ち主であった成内家の歴史とともに記載事項，内容を掲げておく。第二に天保期八王子横山宿の静態人口と動態人口を取り上げる。最初に元禄期から幕末に至るまでの人口推移を述べ，「宗門人別書上帳」を用いて天保期の年齢別人口構造，自然増加と純移動について分析する。第三に「人別送状」を用いて天保期に八王子横山宿に転入してきた世帯の特徴を明らかにし，移動分布を作成して近距離と中距離という2種類の移動パターンの存在を確立させる。第四に「宗門人別書上帳」を用いて横山宿内の世帯全体の特徴を把握し，滞在期間や職業をもとに世帯を類型化していきたい。そしてむすびとして，本稿の結論と今後の展望を述べて締めくくることにする。

---

(15) トマス・C・スミス（1977），165頁。
(16) 正田健一郎編（1965），582-583頁。
(17) 速水融（1992），109頁。

2．八王子横山宿の沿革

(1) 八王子横山宿のあらまし

近世八王子横山宿の沿革については，正田健一郎編（1965）や樋口豊治（1990），あるいは『八王子市史』によって詳細に述べられている。ここでは横山宿のあらましについてもう一度確認しておき，在郷町において人口移動を分析する意義を問うことにする。

八王子横山宿は多摩郡の中央より南の方に位置し，江戸日本橋から西へ12里（46.8km）の行程にあり，東は日野台地，西は川口，恩方，元八王子，舟田の各丘陵，北は加住丘陵，南は多摩，小比企両丘陵に囲まれた盆地である。1590（天正18）年，後北条氏滅亡後，徳川家康の代官頭大久保長安が横山，八日市，八幡の3宿を八王子城があった元八王子村から浅川南岸に移し，さらに八木宿を加えて整備した。東西19丁，南北7，8丁の土地に，甲州道中に沿って東から横山，八日市，八幡，八木の順で家屋が並び，その後街道の繁栄に伴って他の12宿を組み入れた。八王子十五宿のうち，横山宿がその第一の宿であることから，八王子を総称して「横山宿」と呼ぶこともあった。十五宿の西に続く千人町には，八王子千人同心が居住し，徳川家康の命によって周辺の治安の維持と甲州口の防衛に当たった。

八王子横山宿は承応年間（1652-55）に甲州道中の伝馬宿としての指定を受けた。本宿は横山，八日市の両宿で，原則として奇数月は横山宿が，偶数月は八日市宿が担当し，他の13宿は全て加宿として本宿の伝馬役を助ける関係にあった。『甲州道中宿村大概帳』によると，1843（天保14）年には本陣が両宿に1軒ずつ，脇本陣[18]が横山宿に2軒，八日市宿に1軒，旅籠屋が両宿併せて大10軒，中17軒，小7軒，合計34軒存在した[19]。人馬継問屋場は両宿に1箇所ずつ設置され，問屋2人，年寄10人，帳付2人，馬指2人で構成されていた。さらに宿建人馬が25人，25疋ずつ待機していた[20]。

本宿と加宿にはさまざまな差別があり，本宿である横山，八日市の両宿が幕末まで一貫して優位な立場にあり続けた。1681（天和元）年の年貢割付状[21]では屋敷年貢は宿によって異なっており，横山，八日市宿では段あたり永250文，八幡，八木宿では200文，その他の11宿は150文を課せられていた。街道沿いの宿の方が課税額の大きかったことは，本宿と加宿との差，さらには経済的役割，繁栄にも相違が表れていたことが伺える。もっとも元八王子村より移転した際に既に存在していた八幡宿は加宿とはいえ本宿に次ぐ地位にあったため，時には加宿を代表して本宿攻撃の先鋒ともな

---

(18) 18 脇本陣は他に脱文のため，所在地不明が1軒ある。順番からしておそらく八日市宿であろう。
(19) 旅籠屋の数は公表，認可されているもので，実際はもっと多かったと思われる。
(20) 『甲州道中宿村大概帳』（1972），691-694頁。
(21) 樋口豊治（1990），34-35頁。

り，本宿の優位を揺るがすこともあった。[22]

定期市の開催権も当初より本宿が独占しており，加宿には認められなかった。『武蔵名勝図会』によると，六斎市は元八王子からの移住を受けて1591（天正19）年から始まった。[23] 市は月6回の六斎市で，4日，14日，24日は横山宿，8日，18日，28日は八日市宿にて開かれた。両宿は市開設権の特権を与えられる代わりに，1年15貫文（金15両）の運上を納めた。つまり定期市は宿駅の保護，助成の性格を持っていた。その負担方法は小間割で，定期市の立つ表通りの甲州道中の家主たちに賦課された。

横山宿の場合，表通りに直交して3分割され，東から順に四日場，十四日場，廿四日場と市座の場所割がなされていた。貞享年間（1684-88）には見世は，紬（平織の丈夫な絹織物）座，高見世座，紙座，麻売座，繰綿座，太物（綿織物，麻織物）座，穀座，肴塩座，薪・竹長木座の9座が設けられた。これによると近世前期には定期市が「日常必需物資の供給市（配給市）の役目を果たしていた」ことがわかる。[24] しかし元禄以降享保期にかけて，その機能は徐々に縮小され，代わって「周辺農民の農間余業的生産物」である絹織物の集荷市としての役割を担うようになった。[25] それに伴って定期市の再編成が行われ，太物座と紬座をひとつにまとめて，早朝に織物市として開き，その終了後は一般の市を開催するようになった。[26] この織物市は「縞市」と呼ばれ，江戸後期にはその名称が定着していった。

(2) 一次史料について

今回使用する史料は，早稲田大学図書館特別資料課所蔵の『成内家文書』である。そのうち，1833（天保4）年から1841（天保12）年までの4年分の「宗門人別書上帳」4冊と，1829（文政12）年から1862（文久2）年までの「人別送状」である。

まず成内家について，説明をしておこう。成内家は，代々八王子横山宿の宿役人だった名家である。祖先の成内九郎右衛門は，八王子城落城以前に後北条氏の家臣の屋敷があった元八王子村神護寺から1592（文禄元）年までに横山宿へ移動している。[27] 成内家は，1831（天保2）年までは年寄を，1832（天保3）年から安政期に至るまでは名主を務めていた。戸主の市郎右衛門は1841（天保12）年で44歳。妻なみ（42歳）との間に，みね（19歳），金次郎（14歳），秀次郎（3歳）の二男一女をもうけている。長男金次郎は1843（天保14）年から10年間江戸へ奉公に出ている。成内家の奉公人は，

---

(22) 樋口豊治（1990），33頁。
(23) 『武蔵名勝図会』（1967），278頁。
(24) 正田健一郎（1963），2頁。
(25) 樋口豊治（1990），136頁。
(26) 樋口豊治（1990），145頁。
(27) 光石知恵子（1987），17頁。

性別は問わずに毎年１人ないしは２人雇っていた。[28] いずれも10代後半から20代前半の単身者であり，特に女子は「宗門人別書上帳」ごとに名前や年齢が異なるので短期間での採用であったと思われる。

江戸呉服問屋が産地に仲買を指定する際に地方の名家，旧家を選んだので，横山宿の町方縞買のほとんどが1794（寛政６）年当時既に縞買の営業を開始していたが，成内家も実際の開始時期は不明にしても白木屋の屋号を付けて代買を勤める存在であった。[29]

1783（天明３）年成内家が白木屋から預り金として200両を受け取ったことが両者の関係を示す最初の記述であり，このうち100両は1795（寛政７）年に返済し，残りの100両は年20両ずつ５箇年賦で返済した。1799（寛政11）年には白木屋に土地と土蔵を10箇年季入れして250両の借金をし，1805（文化２）年には360両借用して居屋敷１箇所を18箇年季で質地にした。1822（文政５）年には600両を借りて年20両ずつの返済を決め，1832（天保３）年に皆済した。1827（文政10）年には松坂屋から80両を年20両ずつ４箇年賦の返済で借り，1830（文政13）年に皆済した。1828（文政11）年には再び白木屋に350両の借用願を出したが，借用できたかは不明である。1832（天保３）年には代買役を縞買兼質屋の相模屋鈴木重蔵に譲渡し，株金として135両を受領した。それでも経営は立ち直らず，同年ついに破産，家財を縞買の相模屋鈴木久兵衛，質屋兼穀屋の米屋弥七，近江屋権平，穀屋の柏屋伊右衛門，穀屋の米屋喜之助，藤沼忠右衛門など横山宿を中心とする八王子の町方や周辺村の百姓，江戸を主とした周辺都市の商人などに分散配当した。[30] このように成内家は町方縞買として失敗したときに名主を引き受け，さらに天保の大飢饉が襲来して窮民対策を迫られるなど，激動の時期を歩んでいた。

「人別送状」は，移住者が出身町村の「宗門人別書上帳」から除名されたことを証明し，転入先の町村へ「宗門人別書上帳」の登録を請願する史料であって，「人別送り手形」ともいう。横山宿に転入してくる人々の「人別送状」は1829（文政12）年から1862（文久２）年まで半紙265通[31]が残存しており，横山宿から転出した人々が記載された「人別送状」（控）は1843（天保14）年から1862（文久２）年まで堅帳で１冊にまとめられている。転入「人別送状」は1848（嘉永元）年から1849（嘉永２）年の２箇年分が欠落しているが，転出「人別送状」は綴本形式であるため期間中欠落している年度がなく信憑性が高い。このうち本稿では，「宗門人別書上帳」と年代を重複している転入分の1842（天保13）年８月までの史料を使用する。

ところで，転居者全員が常に「人別送状」を携帯していたわけではなく，村役人の許可なく「夜

---

(28) 各年の「宗門人別書上帳」に記載された成内家の奉公人は次の通り。1833（天保４）年：はつ（15），1836（天保７）年：友次郎（21），1837（天保８）年：友次郎（22）・とめ（17），1841（天保12）年：友次郎（26）

(29) 正田健一郎編（1965），580-582頁。

(30) 正田健一郎編（1965），583-594頁。

(31) このうち３通は転出「人別送状」の控えであったため，実際は262通存在する。

逃げ」のような形で無断で都市へ移住していくこともあり得たので，「人別送状」の枚数を以って移動の絶対数であるとは考えることはできない。また「人別送状」に記載してある年月に移住したということも必ずし断定できなく，記載年月以降移住していたり，あるいは移動してから前住地へ「人別送状」の発行を請求しているケースも考えられる。ただし，1841（天保12）年の人口移動に関しては同年の「宗門人別書上帳」と照合した結果，33件について同年に横山宿へ転入していたことが双方から確認された。また「人別送状」によっては移動年月と「人別送状」を発行した年月の２種類を記載した例もあったため，全体的には１-２年の誤差は生じているであろうが，記載年月から大きく乖離した時期に移動することはないと思われる。

（「人別送状」見本）

人別送り状之事

砂川村

百姓市五郎親　庄兵衛　當寅四十五才

女房　なよ　　當三十九才

娘　みね　　當八才

同　ひよ　　當二才

右之者共勝手を以其御宿方江借家いたし度旨願出候間差遣申候依而其御宿方人別江御加置被下候為後日人別送状如件

天保十四卯年七月

右村　名主　源五右衛門

八王子横山宿　御名主中

「宗門人別書上帳」は，1833（天保４）年，1836（天保７）年，1837（天保８）年，1841（天保12）年の４箇年分４冊が竪帳綴本の形式で残存している。「宗門人別書上帳」１世帯当たり，百姓に関しては持高，宗派，階層，名前，年齢が記載されており，地借・店借の場合には持高が無記入である代わりに階層に家持の名前が記入されている。

（天保７年「宗門人別書上帳」見本　成内家）

高五斗七升

一．禅宗　　名主　市郎右衛門　申三十九才　（印）

妻　なみ　　同三十七才

娘　みね　　同十四才

伜　金次郎　　同九才

下男　友次郎　　同二十一才

下女　とめ　酉十七才

〆（印）五人（印）

六人

3．近世八王子横山宿の人口構造

宿場町や都市の人口の様子を窺い知る史料は一般的に少ない。その中にあって，八王子宿は長期間にわたって史料が残存している貴重な都市であり，各宿ごとに詳細に得られたデータもある。[32] 八王子十五宿全体の人口の変遷は，図１の通りである。1702（元禄15）年の数値は，関東地方における宿駅人口のデータとして最古のものである。18世紀を通じての人口は4000人弱と停滞するが，19世紀になって増加し始めて5000人を突破する。天保の大飢饉で微減しつつも嘉永期以降再び増加に転じ，一挙に7000人を超える人口が維新直前まで在住するようになった。このような動きは，近世における日本全国の人口の変遷と類似しており，八王子宿はその典型といえよう。これによると，八王子宿は開港直前に都市化の様相を呈していたことになるので，従来の研究で叫ばれてきた「宿駅疲弊論」は八王子宿では成立しないのではないのかという疑問が生まれる。

図１　八王子十五宿と横山宿の人口推移

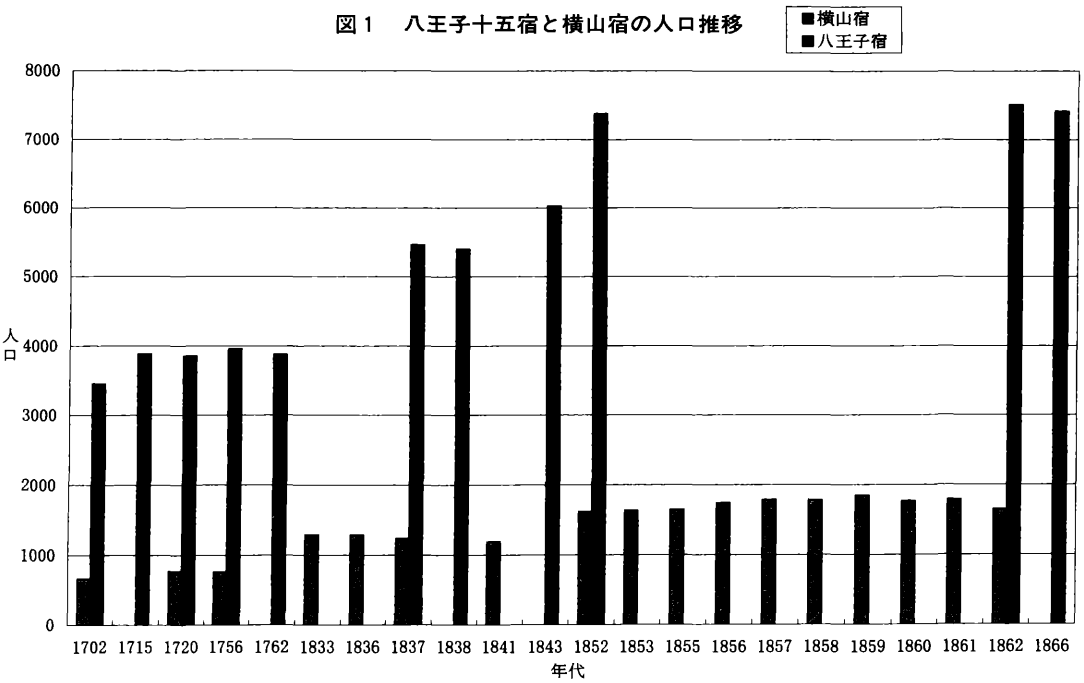

出典）光石知恵子『江戸時代の八王子の人口』かたくら書店，1987年，19-21頁。
ただし，1853年の数値は山下治子「近世末期，横山宿を中心にみた人口動態及び奉公人使用状況―「人別送り状」の検討をかねて―」，『多摩文化』第12号（1963年２月）より引用。

(32)　15の各宿，ならびに八王子市域における旧村人口の変遷は光石知恵子（1987）を参照。

次に十五宿のうち，横山宿だけに限って人口の変遷を見ていくことにする。横山宿も八王子十五宿と同様に，18世紀後半から19世紀初期にかけてデータにブランクがあり，継続的な変遷はわからない。だが，横山宿においても18世紀中の人口停滞，そして19世紀前半にかけての上昇，天保の大飢饉での若干の減少，そして1840年代から50年代にかけての再上昇という変動があることがわかる。一方で，横山宿の戸数の増加率は，光石知恵子によると1821（文政４）年から1833（天保４）年の間に65パーセント増加し，さらに20年後の1852（嘉永５）には25.7パーセント増を示している。[33] つまり，横山宿の人口の増加は一世帯当たりの構成人数の増加したのではなく，世帯数の増加したことに依る。

「宗門人別書上帳」によると，天保期八王子横山宿の年齢構造別に見た人口の変遷は，表１のとおりである。表中の４箇年とも生産年齢人口は男女ともに60パーセントを超えている。また天保年間は八王子横山宿においても人口が減少した期間であるが，天保の飢饉を挟んで性比が1.12から0.99と改善方向に向かい，さらには女子人口の方が男子人口よりも上回る結果になっている。表１中の４ヶ年平均の５歳階級別人口ピラミッドが，図２である。「つぼ型」グラフを成している一番の要因は，16-25歳における下女の割合が非常に高い点にある。生産年齢人口の中でも，男女とも31歳以上よりは30歳未満人口の割合が大きい。有配偶者について，男子の場合は20歳以下，女子では15歳以下において存在するケースは極めて少ない。

表１　八王子横山宿　年齢構造別に見た人口の変遷
1833(天保４)-1841(天保12)年

（単位：人）

		1833年		1836年		1837年		1841年	
男子	年少人口	88	12.5%	79	12.0%	87	13.6%	75	12.5%
	生産年齢人口	457	64.8%	422	63.9%	402	62.9%	381	63.5%
	高齢者人口	80	11.3%	79	12.0%	71	11.1%	75	12.5%
	下男人口	80	11.3%	80	12.1%	79	12.4%	69	11.5%
	N	705		660		639		600	
女子	年少人口	74	11.7%	73	11.8%	81	13.3%	69	11.4%
	生産年齢人口	426	67.6%	408	65.8%	405	66.3%	406	66.9%
	高齢者人口	73	11.6%	76	12.3%	67	11.0%	62	10.2%
	下女人口	57	9.0%	63	10.2%	58	9.5%	70	11.5%
	N	630		620		611		607	
性比		1.12		1.06		1.05		0.99	

註）　右列の百分率はＮに対する構成比を表す。
「宗門人別書上帳」記載時に年齢不祥であった者を除く。
年少人口＝10歳以下
生産年齢人口＝11歳以上55歳以下
高齢者人口＝56歳以上
出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」天保４，７，８，12年，成内家文書。

(33)　光石知恵子（1987），23頁。

図2　天保期八王子横山宿人口ピラミッド
（天保4，7，8，12年の4箇年平均）

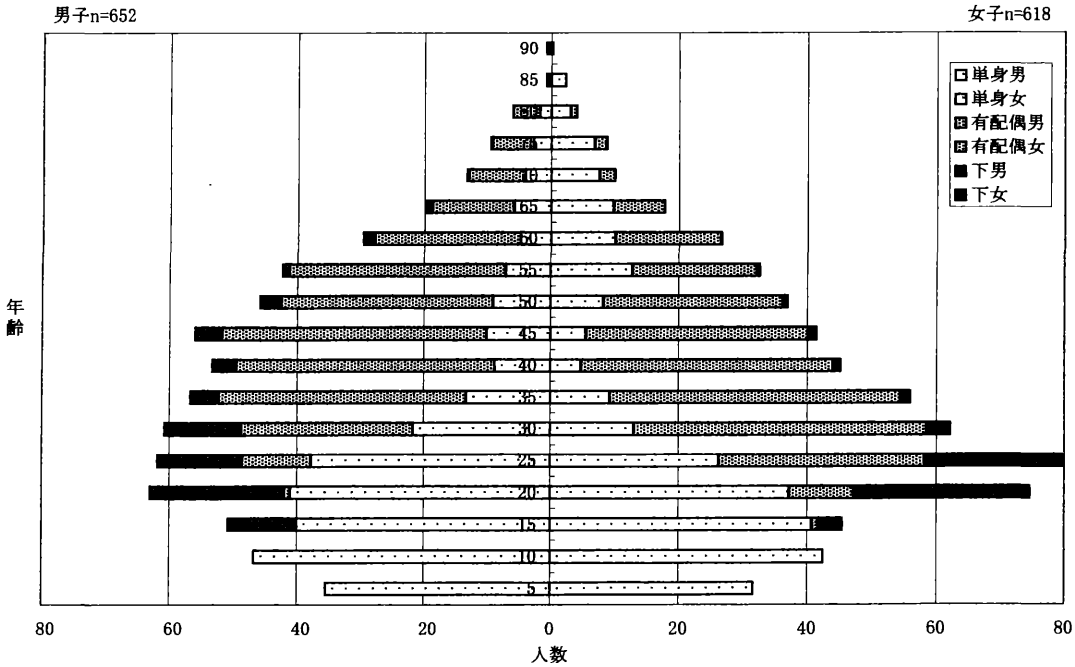

出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」天保4，7，8，12年，成内家文書。

次に，同じ4箇年における世帯数の変遷を考察してみる（表2）。まず「宗門人別書上帳」に登場する階層は，百姓・村役人[34]・千人同心・地借・店借・神主の6タイプに分類される。最も世帯数が多かったのは店借層であり，常時65パーセント以上の割合を保持している。一方，村役人・千人同心世帯は双方とも持高があるので百姓と合わせて考えると，百姓層が全体の残り30パーセント強を占有している。1833（天保4）年は天保の大飢饉前，1836（天保7）-37（天保8）年は飢饉最中，1841（天保12）年は飢饉が終了し天保の改革が開始された年代である。この期間を通して総世帯数が減少しているので，階層別の世帯数もいずれも減少している。しかし割合で見ると，飢饉を経て百姓層は減少しているが，地借・店借は増加していることがわかる。つまり飢饉を通じて石高を有する住民が減少している。年齢構造や世帯数から判断すると，天保期の八王子横山宿は豊富な労働力に恵まれた，スミスが示すところの「社会的に見れば一部都市化され[35]」た宿駅兼在郷町であることがわかる。

(34)　村役人に関して「宗門人別書上帳」自体には，「本陣」・「問屋」・「年寄」と掲載されている。
(35)　トマス・C・スミス（1977），161頁。

表 2　八王子横山宿階層別世帯数
1833(天保 4)-1841(天保12)年

(単位：人)

	1833年		1836年		1837年		1841年	
百　姓	98	27.1%	101	29.2%	94	28.4%	85	25.7%
村役人	9	2.5%	9	2.6%	9	2.7%	8	2.4%
千人同心	3	0.8%	3	0.9%	3	0.9%	3	0.9%
地　借	2	0.6%	2	0.6%	2	0.6%	6	1.8%
店　借	243	67.3%	227	65.6%	218	65.9%	227	68.6%
神　主	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
その他	5	1.4%	3	0.9%	4	1.2%	1	0.3%
合計	361	100.0%	346	100.0%	331	100.0%	331	100.0%

註)　右列の百分率は N に対する構成比を表す。
　　「百姓」は「村役人」と「千人同心」を除く。
出典) 八王子横山宿「宗門人別書上帳」天保 4，7，8，12年，成内家文書。

静態人口に続いて，表 3 より八王子横山宿の人口動態を考察してみる。出生 (birth : B)，死亡 (death : D)，移動の相互作用によって，人口増加 (population growth : PG) が決定される。人口増加は，転入 (in-migration : IM) と転出 (out-migration : OM) の差，すなわち純移動 (net migration : NM) と，出生と死亡の差である自然増加 (natural increase : NI) から成り立つ。しかし史料の制約上，次年の「宗門人別書上帳」で理由がわからないまま消滅してしまった人口が存在している。あるいは，残存状況により間隔が開いてしまって，出生，転入の区別ができずに登場してしまった人口も若干名見られる。本稿では，前者を減少不明 (unknown decrease : UD)，後者を増加不明 (unknown increase : UI) と定義して処理することにする。

表 3　天保期八王子横山宿の動態人口　1833(天保 4)-1841(天保12)年

(単位：人)

		増加							減少							増減差				増減和			
		B		IM		UI		TI	D		OM		UD		TD	NI	NM	NU	PG	B+D	GM	GU	GT
男子	1833-36年	25	13%	151	80%	12	6%	188	19	8%	63	27%	150	65%	232	6	88	-138	-44	44	214	162	420
	1836-37年	11	13%	75	87%	0	0%	86	8	8%	78	74%	19	18%	105	3	-3	-19	-19	19	153	19	191
	1837-41年	25	10%	217	83%	20	8%	262	15	5%	57	19%	232	76%	304	10	160	-212	-42	40	274	252	566
女子	1833-36年	23	12%	170	85%	7	4%	200	10	5%	49	23%	153	72%	212	13	121	-146	-12	33	219	160	412
	1836-37年	12	13%	79	87%	0	0%	91	11	11%	80	82%	7	7%	98	1	-1	-7	-7	23	159	7	189
	1837-41年	23	8%	253	84%	24	8%	300	10	3%	51	17%	245	80%	306	13	202	-221	-6	33	304	269	606

凡例)

B : birth	出生数	NI＝B－D : natural increase	自然増加数
IM : in-migration	転入数	NM＝IM－OM : net migration	純移動数
UI : unknown increase	増加理由不明数	NU＝UI－UD : net unknown	純理由不明数
TI : total increase	増加合計数	PG＝TI－TD : population growth	人口増加数
D : death	死亡数	B＋D	出生数＋死亡数
OM : out-migration	転出数	GM＝IMOM : gross migration	粗移動数
UD : unknown decrease	減少理由不明数	GU＝UI＋UD : gross unknown	粗理由不明数
TD : total decrease	減少合計数	GT＝TI＋TD : gross total	粗合計数

註)　右列の百分率は N に対する構成比を表す。
出典) 八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保 4，7，8，12年，成内家文書。

天保年間の人口増加は男子の方が女子よりも減少幅が大きい。男女それぞれの人口増加数について，年代別によって自然増加，純移動，純不明（net unknown : NU）に分類してみる。純不明数が大きいために，表の数値だけでは自然増加数と純移動数の大小を判断することは不可能であり，したがって「都市蟻地獄説」が成立していたかはわからない。ただ，唯一連続した年代で得られた1836（天保７）-1837（天保８）年のデータでは正の自然増加数分を負の純移動数で帳消ししていることから，両者の絶対数はそれほど乖離せず，少数の負の自然増加，少数の転出という状況であったのではないだろうかと思われる。一方で，人口動態を純量（net）ではなく総量（gross）で考察してみると，出生と死亡の和（B+D）は男女各年代とも２桁の数に留まっているのに対して，総移動量（gross migration : IM+OM）はB+Dを大幅に上回る数値となる。

このように，天保期八王子横山宿の人口は一見停滞しているように見えるが，実際には短期間内で非常に活発に転出入を繰り返す極めて流動的な性格を帯びていたと言える。

４．「人別送状」から見た世帯移動

(1)「宗門人別書上帳」と「人別送状」の照合

「人別送状」は一紙の文書であるため，年次によっては欠落していると思われるものがある。したがって，残存数がすなわち母集団であるとは断定できない。そこで，「人別送状」と「宗門人別書上帳」に共通して見られる1841（天保12）年の転入世帯数を把握し，「人別送状」の史料としての有効性を探ってみることにする。

まず，「宗門人別書上帳」について述べよう。1841（天保12）年になって新たに登場した世帯は，119世帯である。このうち，11世帯は1837（天保８）年の「宗門人別書上帳」の朱書きから1838（天保９）年に転入してきたことが明らかになっている。また，残りの108世帯に関しては全世帯が1841（天保12）年に転入してきたとは限らない。史料が欠落していた1838（天保９）-1840（天保11）年の３年間に転入してきた可能性が十分にあり得るからである。３箇年中，１年当たりの平均転入世帯数は36世帯である。さらに，1841（天保12）年の「宗門人別書上帳」の朱書きより，1842（天保13）年に転入した世帯は40世帯存在している。

次に，「人別送状」を検討する。「人別送状」によって1829（文政10）年10月から1842（天保13）年８月までに転入したことが確認された70世帯のうち，同時に「宗門人別書上帳」にも記載が見られた世帯は33世帯である。33世帯の中で，33世帯の中で，「宗門人別書上帳」の上で1841（天保12）年までに転入を完了していた世帯は27世帯あって，残りの６世帯は朱書きによる1842（天保13）年に転入した40世帯を母集団とする標本である。

この結果，「宗門人別書上帳」において1838（天保９）年から1841（天保12）年までに転入した119世帯のうち，「人別送状」にも記載があった世帯は27世帯であり（付表１），その判明率は22.6パ

ーセントという数値であった。また1842（天保13）年転入40世帯のうち，「人別送状」に記載されていた世帯は６世帯であり，判明率は15パーセントと，さらに低い数値の結果になった。この結果，「人別送状」の残存状況はあまり芳しくないことが判明した。ただし，「宗門人別書上帳」が残存している1833（天保４）-1842（天保13）年までの年平均転入世帯数は25.2世帯である。その意味では，１箇年で「人別送状」が27世帯分残存しているのは，むしろ妥当な範囲であると言えよう。なお，「人別送状」のうち「宗門人別書上帳」に記載がなかった40世帯に関しては，付表２にまとめた。

(2)「人別送状」から見た転入世帯の特徴

付表１，付表２，および両表をデータベース化した表４をもとにして，「人別送状」から考察される転入世帯の特徴を検討してみよう。なお，「人別送状」のうち「宗門人別書上帳」に記載があった世帯の集合を「記載あり」，記載がなかった世帯の集合を「記載なし」と表現する。

まず出身階層について，表４の「記載あり」から考察する。百姓数と店借数の比は19：３である。

表４　「人別送状」から見た八王子横山宿転入世帯の特徴　1833(天保４年)-1841(天保12)年転入分

(1)出身階層

（単位：世帯）

	記載あり		記載なし		送状全体	
百姓戸主	10	30.3%	15	37.5%	25	34.2%
百姓戸主以外	9	27.3%	14	35.0%	23	31.5%
店借戸主	1	3.0%	2	5.0%	3	4.1%
店借戸主以外	2	6.1%	0	0.0%	2	2.7%
その他	0	0.0%	1	2.5%	1	1.4%
不明	11	33.3%	8	20.0%	19	26.0%
計	33	100.0%	40	100.0%	73	100.0%

(2)戸主年齢

（単位：世帯）

	記載あり		記載なし		送状全体	
20-29歳	6	18.2%	3	7.5%	9	12.3%
30-39歳	16	48.5%	0	0.0%	16	21.9%
40-49歳	6	18.2%	2	5.0%	8	11.0%
50-59歳	3	9.1%	0	0.0%	3	4.1%
60-69歳	2	6.1%	0	0.0%	2	2.7%
不明	0	0.0%	35	87.5%	35	47.9%
計	33	100.0%	40	100.0%	73	100.0%

(3)家族タイプ

（単位：世帯）

	記載あり		記載なし	
単身	2	6.1%	35	87.5%
核家族	28	84.8%	5	12.5%
直系家族	3	9.1%	0	0.0%
計	33	100.0%	40	100.0%

(4)転入理由

（単位：世帯）

	記載あり		記載なし		送状全体	
渡世	17	51.5%	12	30.0%	29	39.7%
借家	6	18.2%	6	15.0%	12	16.4%
勝手	3	9.1%	4	10.0%	7	9.6%
出稼	2	6.1%	5	12.5%	7	9.6%
罷越	2	6.1%	3	7.5%	5	6.8%
住居	2	6.1%	2	5.0%	4	5.5%
厄介	0	0.0%	2	5.0%	2	2.7%
地借	0	0.0%	1	2.5%	1	1.4%
病身	0	0.0%	1	2.5%	1	1.4%
不明	1	3.0%	4	10.0%	5	6.8%
計	33	100.0%	40	100.0%	73	100.0%

備考）「送状全体」=「記載あり」+「記載なし」を表す。
出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保４，７，８，12年，成内家文書。
　　八王子横山宿「人別送状」（転入），文政10年-天保13年８月，成内家文書。

百姓が多いのは，付表1によると都市部よりも農村部の出身者が目立つからである。また転入者が戸主であるか，戸主以外であるかの比は，11：11の同数となった。

さらに「記載なし」のデータを統合して，「送状全体」で傾向を把握してみよう。「送状全体」においても，百姓層が65パーセントを上回る勢いで転入し，店借層に比べて圧倒的に多いことがわかる。また戸主対戸主以外の比は，28：25とほぼ互角であり，両者とも「記載あり」の結果を裏付けるものとなった。付表1，付表2を見ると，戸主以外の転入者は弟，次男，叔父などいわゆる傍系家族や合同家族の構成員であり，農村の余剰労働力が都市部へ進出しているという従来のプッシュ理論には矛盾していない。なお，出身地や前住地の所有石高などは記入されていないため，検討することはできない。

再び，表4のデータベースに戻る。戸主年齢について，「記載あり」では30歳代を中心に若手の生産年齢人口が80パーセントを超える。特に30歳代だけで「記載あり」全体の半数に迫る件数である。ところが，「記載なし」においては30歳代の例は存在していない。というのも，元来「人別送状」，特に天保期に発行されたものは年齢の記載が欠落しているケースが多く[36]，「記載あり」の年齢データに関しても「宗門人別書上帳」に負うところが大きい。そのため「記載なし」では年齢不明件数が87.5パーセントに達する。しかし，「送状全体」を通して見ても，20-40歳代で年齢判明38世帯中25世帯，65パーセント以上を占有し，「記載あり」の分析を覆す結果にはなっていない。

若手世代の転入が多い理由としては，移動行為に労力を伴わないこと，働き盛りで就業機会に恵まれていることが挙げられる。

転入する世帯はどのようなメンバーで構成されていたのだろうか，家族タイプを分析してみよう[37]。まず，「記載なし」から見てみる。「記載なし」では単身（single）が87.5パーセントを占める。これは「人別送状」に同伴者の記載を怠ったものと考えられる。というのも，「記載あり」世帯においても，「人別送状」では単身であっても「宗門人別書上帳」では世帯を形成しているケースが大半であり，最終的に単身は2世帯にしか過ぎなかったためである[38]。したがって転入者は，大半が家族を同伴して世帯ごと移動していると考えられる。ただし，「記載あり」世帯の戸主の中には，

---

(36) 全ての転入「人別送状」の中で，元号が天保期以前（1829（文政12）年から1844（天保15）年12月まで）のものは116件存在する。そのうち戸主の年齢が記載されている送状は16通，13.8パーセントに過ぎない。一方で，弘化期（1845（弘化2）年分より計算。弘化改元は1844年12月であったことから，弘化元年の期間は短く，同年に記載された送状は残存していない。）以降文久期までの送状は，145通存在する。このうち，戸主の年齢が記載されているのは81通，55.9パーセントに及ぶ。時代が下るに従って送状の内容が詳細になり，移動調査が厳密に行われていたことを示す。なお，年代不明の送状は4通，うち戸主年齢記載は1通に留まる。

(37) 分類方法は，斎藤修（1988），193-195頁に拠る。

(38) このような事情から家族タイプについてだけは，「記載あり」と「記載なし」を合計した「送状全体」として数値を分析することは回避した。

「宗門人別書上帳」が欠落していた1838（天保９）-1840（天保11）年の３年間に単身で転入してきて，その後1841（天保12）年までに結婚して世帯を持ったというケースもあり得る。いずれにせよ，下男が減少し，代わって戸主の大半が有配偶者である点が横山宿の性比を改善したことに繋がっていると見られる。よって，農村から横山宿へ単身で転入し宿内に住居したという従来の説[39]は再考する必要があるだろう。

「記載あり」で配偶者を伴う世帯の中では，核家族（nuclear family）が33世帯中28世帯と圧倒的に多い。戸主が親と同居している直系家族（stem family）は３世帯に過ぎず，合同家族（joint family）に至っては存在しなかった。戸主の出身階層の半数が傍系家族構成員だったことを兼ね合わせると，農村の直系家族から傍系成員が都市部に独立して世帯を構えるという背景が思い当たる。

転入理由については「記載あり」，「記載なし」とも凡例が類似しており，不明件数も少ない。したがって，両者を合わせて検討することが可能な項目である。「送状全体」を見ると，「渡世」目的が約40パーセントを占め，「出稼」も合わせると50パーセント近くに及ぶ。ただし，付表１，付表２を通して，どのような渡世，商売を行うのかに関して限定されているケースは数件と，ごく稀である。その他の項目[40]も含めて，これらはいわゆる婚姻や養子縁組などイベントヒストリー的な動機に拠るものではなく，都市部であるが故に何か働けるという経済的理由に拠るものばかりである。

そのため，「人別送状」を発行した段階ではとりあえず横山宿へ移住してから職種を選択するか，あるいはとりわけ記録しておくほどの職業でもない「其日雇の者」として「裏店の世界」を形成していたものと推測される[41]。

(3) 転入世帯の移動分布

「人別送状」から見た人口移動分析の最後に転入世帯の前住地の分布を観測し，２種類の移動のタイプについて検討してみることにする。

表５は「人別送状」をもとにして前住地ごとに世帯を区分したものであり，表４と同じように「宗門人別書上帳」にも記載があった世帯と，記載のなかった世帯に分類してみたものである。まず表５において「送状全体」で考えてみよう。その結果，最も多かったのが八王子からの転入で26.0パーセント，次に多摩で20.5パーセント，以下南関東16.4パーセント，武蔵13.7パーセントと

---

(39) 山下治子は本稿と同じ史料を使用して「人別送状」に記載された人数で分析を行い，「家族移住者は，全体の件数からみれば三割を占める程度であるが，これが嘉永以降著しく増して来ることは幕末の混乱期と思い合わせて注目される」という結論を導き出している。山下治子（1963），18頁。

(40) 高木正朗は，19世紀奈良町「人別増減帳」の分析において，「当町ニ罷越シ申候」と印されている移動理由を通常「引越」として扱っている。さらに「「家持ニナル」「罷越相続人ニナル」「家ヲ売リ借家人ニナル」「家内人ニナル」をはじめとして，単に「入家」「宅替」「同家」「同居」など」も「引越」に加えている。高木正朗（1989），183頁。

(41) 吉田伸之（1991），117-119頁。

表5 「人別送状」から見た前住地のパターン
1827(文政10)-1842(天保13)年8月

(単位：世帯)

	記載あり		記載なし		送状全体	
八王子	9	27.3%	10	25.0%	19	26.0%
多摩 (八王子を除く)	1	3.0%	14	35.0%	15	20.5%
江戸	1	3.0%	3	7.5%	4	5.5%
武蔵 (江戸・多摩を除く)	7	21.2%	3	7.5%	10	13.7%
北関東 (上野・下野・常陸)	3	9.1%	1	2.5%	4	5.5%
南関東 (上総・下総・相模)	8	24.2%	4	10.0%	12	16.4%
甲信越	3	9.1%	4	10.0%	7	9.6%
東海	1	3.0%	1	2.5%	2	2.7%
計	33	100.0%	40	100.0%	73	100.0%

備考)「送状全体」=「記載あり」+「記載なし」を表す。
出典) 八王子横山宿「人別送状」，成内家文書。
八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保4，7，8，12年，成内家文書。
註) 「八王子」は現在の八王子市域を表す。

続く。大消費地江戸からの転入は5.5パーセントに過ぎず，北関東からの転入と同じ数に留まる。全体的に八王子近隣の地域からの転入が多く，遠ざかるにしたがって転入世帯数が減少していくように思われる。次に「宗門人別書上帳」記載の有無別に見てみると，「記載あり」の世帯の前住地は，八王子，武蔵，南関東の3地域において20パーセントを超えて特化していることがわかる。また「送状全体」の割合と比較して大幅に「記載あり」の割合が増加しているのは，武蔵，北関東，南関東であった。これに対して「記載なし」における前住地は多摩地域が最も多くて35.0パーセントを占め，八王子においても25.0パーセントを記録している。八王子，多摩の2地域からの移動を横山宿への近距離移動，その他の地域を中距離移動として考えてみると，表5の結果中距離移動は「人別送状」を名主に届け出た際に「宗門人別書上帳」に記録されたが，近距離移動については「人別送状」を届け出ても「宗門人別書上帳」に記録されないまま居住してしまう傾向にあったのかもしれない。

表5のように地域ごとに分類するだけでは，八王子横山宿からの距離にしても，あるいは区分された面積にしても統一されていない。そこで，各世帯ごとに前住地を点分布にとり，マッピングしたものが図3である。図3によると，前住地は八王子横山宿を中心として半径50km圏内，すなわち武蔵国一円および周辺に至っている様子が伺える一方，江戸朱引内や豊多摩地区からの転入数は少ないことがわかる。また，相対的に甲州道中を横軸とした東西間の移動よりも脇往還を縦軸とする南北間の移動の方が活発であったといえよう。

この前住地は，移動した世帯の出身地であるとは限らない。また「人別送状」によっては，前住地ではなく出身地が記載されていることもあり得る。例えば，付表1で17番の忠次郎の出身は上州碓氷郡磯部村であり，1840（天保11）年に横山宿近辺の武州多摩郡大和田村に引越したと「人別送

図3　転入世帯の前住地分布　1829(文政12年)10月-1842(天保13)年8月

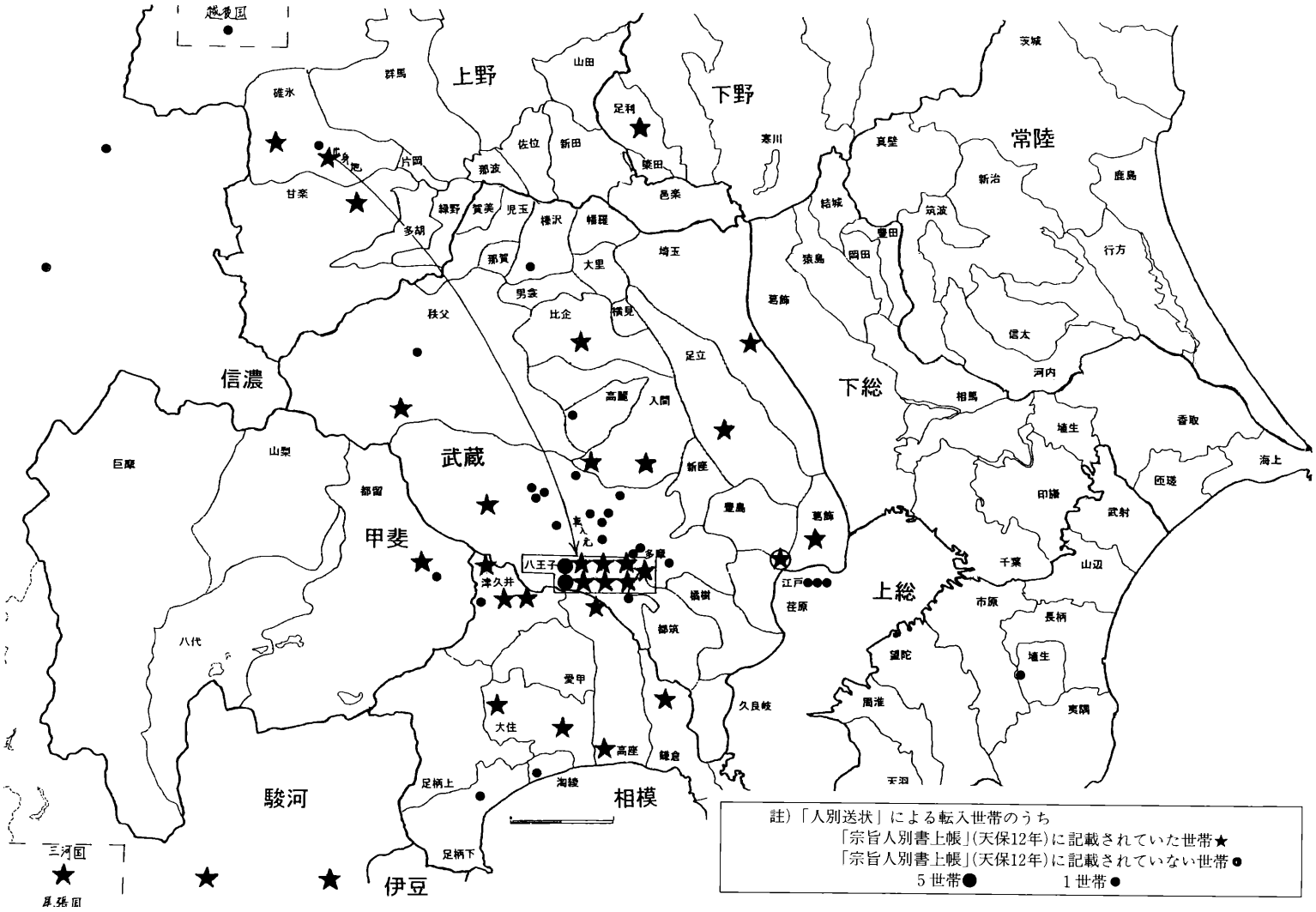

註)「人別送状」による転入世帯のうち
「宗旨人別書上帳」(天保12年)に記載されていた世帯★
「宗旨人別書上帳」(天保12年)に記載されていない世帯●
5世帯●　1世帯●

状」に記載されてある（図3中における矢印部分）。図3によると，点分布は同心円半径，すなわち移動距離によって，半径20kmほどを境にして近距離，中距離，さらに図3中の関東地方には含まれない遠距離の3種類に分類される。「ラベンスタインの人口移動の法則」によると，移動人口の多くは近距離移動であって，ある人口吸引地における転入人口は，より遠い地点からのものほど少ない。また，農村から距離的に遠い大都市に直接移動するのではなく，農村から近隣の町に，町から小都市へ，小都市から中都市へ，中都市から大都市へというように，順次，段階的に移動が行われる。[42] したがって近距離移動が八王子近隣の村から直接横山宿に転入しているのに対して，中距離，遠距離移動は出身村から各地の市場町を経由して八王子に転入している可能性もあり得る。

近距離移動は，八王子周辺の多摩地域農村から転入しているものである。この現象は「局地的市場圏」[43]をも包摂し，更に「土地や労働などの生産要素市場や金融市場をも包み込んで」[44]いる点で，植村正治（1986）や神立孝一（1987）が想定する「地域的市場圏」に相当する。近距離移動の範囲は，組合村に合致している。組合村は，1815（文政2）年設置の関東取締出役の活動に村方を全面的に協力させるために，1827（文政10）年に助郷の分布を基礎として設定された。八王子寄場組合村は合高1万880石5斗4升4合，[45] 親村寄場である八王子十五宿を境に南北二区に分割され，南郷は小比企村を惣代とする14ヶ村，北郷は中野村を惣代村とする19ヶ村で構成された。[46] 南郷の廻状連絡順は，相州通りの周囲を一周する形で組織されていた。[47]

幕府はこの一連の文政の改革を契機に農間余業に強い関心を示すようになり，1827（文政10）年には関東一円について農間余業の調査が行われ，その結果は関東取締出役に報告された。[48] さらに天保期になって農業生産だけでは生計が成り立たず，商品経済との関連に応じて地域的特色がグループ分けされていくようになると，組合村は元来の軍事・警察機能としてよりも経済的機能としての役割の方が重要となっていった。八王子隣村の社会的分業圏は南郷の養蚕・製糸地帯，北郷の雑穀地帯，北西部の織物地帯の3地帯によって構成され，[49] 農民は各分業圏の枠組の中で農業や農間余業

---

(42) 「ラベンスタインの人口移動の法則」は，「人口移動と移動距離との関係，農村・都市間移動における段階的移動，移動人口の差異，人口移動の要因など人口の地域間移動に関して広い視野に立って，経験的な規則性を明らかにしたものである」。他に6点あるが，法則という場合には上記の2つの規則性を意味することが多い。E. G. Ravenstein (1889), pp. 241-301. 大友篤（1982），134頁，および松浦昭（1973），73-74頁。

(43) 「特定の市場村を中心としたより狭い生産物市場圏」を意味する。神立孝一（1987），75頁。

(44) 植村正治（1986），11頁。

(45) ほかに御朱印寺社領除地339石2斗。

(46) 『八王子市史』下巻（1980），825-829頁。

(47) 北郷は不明である。

(48) 『八王子市史』下巻では関東向御取締御出役から多摩郡谷野村（現八王子市谷野町）への農間余業調査の通達，および谷野村から提出された調書が掲載されている。『八王子市史』下巻（1980），829-833頁。

に従事していくことになっていった。この分業圏は，ちょうどホイト（Homer Hoyt）が打ち立てた，「都市の発展は交通路線にしたがって放射状且つ扇形に拡大する」という扇形都市成長類型のような発展類型を伺わせる。[50] このような分業圏の成立が，農村工業地域と定期市を開催する横山宿の間に緊密な交流関係をもたらしたと思われる。

これに対し，中距離移動は他の市場町や在郷町，並びに隣接する農村から転入してくるものである。すなわち，標準市場町経済圏間の相互の移動である。したがって中距離移動の場合，なぜ武蔵国や相模国の各村に住む世帯が最寄の市場町，在郷町に居留せずに，わざわざ離れている八王子まで転入してきたかが問題となる。中距離移動の範囲は，定期市が成立していた在郷町を基準とした機業地域と連関させて考えるとわかりやすい。関東の絹織物業地域の分布は，大きく北関東機業地域と西関東機業地域に２つに分類される。西関東機業地域には八王子を核として，村山・青梅・所沢・秩父・西武州（小川，越生，飯能）・郡内・津久井の各産地が存在する。[51] そしてこれらの産地から供給された絹織物は，八王子・拝島・青梅・新町・扇町屋・秩父大宮・飯能・越生の各定期市を経由して流通していた。もともと「畑作が中心で市に近い村々では主穀生産地帯とは異なり，なんらかの形で商品貨幣経済に早くから接触してい」て，市場の存在が大きかった。しかし18世紀を通して各市場の市場圏が拡大しており，一方では「その市場の力が周辺村落に及んで品物と人とを集めるようにな」り，他方では「村自体の経済的発展，あるいは商品貨幣流通の浸透がより一層の市場を必要とした」。[52] 例えば，武蔵国多摩郡下師岡村の「村明細帳」には，「最寄市場」の名前が記載されている。1689（元禄２）年から1743（寛保３）年にかけては村から最も近い新町と青梅が記されていたが，1755（宝暦４）年になると飯能と扇町屋が，さらに1799（寛政11）年には八王子と川越が加わり，わずか１世紀の間に市場への距離感が20-30倍拡大したことが理解できる。[53] このように決して近くはない距離を移動してくる世帯が存在していたこと自体が，八王子横山宿の市場圏が各「地域的市場圏」を包括することができた要因のひとつであるといえよう。

---

(49) 地域区分の分析方法の過程については，『八王子市史』下巻（1980），844-861頁に記載されている。同書は，検地石高と実質石高との差の大きいところほど「自然的条件の変化の影響を受けやすく，生産力の不安性を示す」とし，「八王子市域農村のように小領主旗本の分散支配が顕著なところでは，領主のちがいによって村々にかけられる年貢の重さ，年貢徴収の仕方なども多様であり，そのことが周辺農村の地域的特性に大きな影響をおよぼしている」ために，「八王子市域農村の地域性を年貢賦課の動向から」考察している（844-845頁）。さらに同書は，八王子市域村落の間には「田方の年貢率の差が全体の年貢率の差を生んでいることが知られ」ており，生産力が高かった北郷では年貢率が低く，生産力が低かった南郷では年貢率が高いという傾向が存在していたと述べている（845頁）。

(50) 北条勇作（1998），320-321頁。

(51) 上野和彦（1987），20頁，および辻本芳郎・北村嘉行・上野和彦編（1989），11-14頁。

(52) 八王子市教育委員会（1992），330-331頁。

(53) 八王子市教育委員会（1992），330-331頁。

5.「宗門人別書上帳」から見た横山宿内の世帯の特徴

前節では「人別送状」のデータベースを中心に転入世帯の特徴を捉えてきた。そこで，本項では「宗門人別書上帳」に記載された全転入世帯を把握しながら，これまで検討してきた「人別送状」による転入世帯と比較してその特徴を探ってみる。付表1，付表2より「人別送状」から見た転入時期は1839（天保10）年以降であったことから，まず「宗門人別書上帳」のうち1837（天保8）年および1841（天保12）年の2冊を使用して，この間に見られる転出入の実態を分析し，そのあと残る1833（天保4）年と1836（天保7）年の2冊分のデータを合わせて天保期全体の移動の特徴を把握してみよう。

表6は1838（天保9）-1842（天保13）年に転入した世帯の家族とタイプと職業の一覧である。比較対象となるのは，転入年，転出年，横山宿転入後の階層，家族タイプ，および判明した職業である。はじめに，転入してきた世帯が八王子横山宿において最初に位置付けられる階層について考察を行う。転入直後の階層の中で最も占める割合が高かったのは店借であり，96パーセントにも及んでいた。一方で百姓になった世帯が1世帯判明したが，どのような経緯で石高を所持できたのかはわからない。また天保年間を通じて少なかった地借としては，5世帯，3パーセントが転入してきた。このように天保後期に転入世帯が横山宿において生活を開始するときはほとんど無高であって，いきなり土地持になるということはまずあり得なかった。

次に「家族タイプ」について見てみると，前節における「人別送状」を分析した結果と同じであることがいえる。すなわち，核家族の占める割合が81パーセントにも及んでおり，次いで単身世帯が9パーセントを占めていた。これに対して直系家族は6パーセントに過ぎず，合同家族に至っては転入世帯に存在しなかった。以上より「宗門人別書上帳」においても，核家族による世帯転入が主流であることがわかる。

さらに滞在期間について検討してみよう。もともと1841（天保12）年の「宗門人別書上帳」を使

表6　「宗門人別書上帳」から見た八王子横山宿移動世帯の特徴
1838(天保9)-1842(天保13)年転出入分

（単位：世帯）

宿内の階層			家族タイプ			転入年			転出年		
百姓	1	0.6%	単身	15	9.4%	1838年	11	6.9%	1841年	11	6.9%
地借	5	3.1%	核家族	129	81.1%	1841年	108	67.9%	1842年以降	148	93.1%
店借	153	96.2%	直系家族	10	6.3%	1842年	40	25.2%			
			不明	5	3.1%						
	159	100.0%		159	100.0%		159	100.0%		159	100.0%

（単位：世帯）

判明分職業	
渡世	13
食売旅籠屋	4
大工	1
日雇稼	1
出稼	1
	20

出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保4，7，8，12年，成内家文書。
八王子横山宿「人別送状」（転入），文政10年-天保13年8月，成内家文書。

用しているので，転入世帯の中で68パーセントが同年に初出しているのは当然ともいえよう。ただし，この108世帯の中には先述したとおり1839（天保10）年から1840（天保11）年に転入していた世帯を含んでいる。1841（天保12）年以降の「宗門人別書上帳」が存在しないので，転出年を見ても93パーセントの世帯はその後いつ転出しいったのか，あるいはそのまま定住していたのかは把握できない。しかし一方では，同年に既に全体の7パーセントに相当する11件が転出してしまっているという事実も確認できる。結局滞在期間について，この場においては転入したばかりの世帯であっても即刻転出してしまうケースも無視し難いほど存在しているとまとめておく。

最後に職業を見ておこう。転入した159世帯のうち，職業が判明しているのは，わずか20世帯だけである。しかし，過半数は「渡世」とだけあって，何を扱って商売していたのかはわからない。

「宗門人別書上帳」と「人別送状」を照合して観察した結果，1841（天保12）年前後の八王子横山宿への転入状況は，核家族による世帯移動が主流を成し，就労を目的としながらも商売の内容までは具体的に決定しないまま離村していたことがわかる。さらに入宿後店借として借家住まいを開始するが，必ずしも長期間にわたって定住するわけではなく，世帯によっては数年で他所へ転出してしまうこともあり得た。このような1841（天保12）年ごろの移動傾向は，果たして天保年間を通じて一般的であったのだろうか。次に，1833（天保4）年からの「宗門人別書上帳」4冊を利用して転入世帯の居住パターンを検証し，併せて定住していた世帯の居住パターンと比較してみよう。

表7は，天保期4箇年の「宗門人別書上帳」に登場した全ての世帯について，土地持，すなわち百姓，村役人，千人同心など石高を所有する世帯と，無高，すなわち地借，店借など石高を所有しない世帯のいずれかに分類し，階層，家族タイプ，滞在期間について両者の構成を比較したものである。両者の比率は土地持世帯1に対して無高世帯は4と，圧倒的に無高世帯の占める割合が高かった。

表7の(1)によると，土地持114世帯のうち，約10パーセントが村役人と千人同心であり，残りの90パーセントが特に役職を兼ねていない，いわゆる百姓である。一方，無高世帯463世帯の中で約97パーセントが店借である。地借は7世帯，1.5パーセントに過ぎず，そのうち5世帯は表6のとおり1841（天保12）年に転入してきた世帯である。したがって「宗門人別書上帳」を見る限り，転入して地借となるケースは天保後期に活発化してきた様相を帯びていたといえる。ここにおいて天保期の八王子横山宿では，大きく分けて百姓を中心とする土地持層と店借を中心とする無高層という2つの集団に分類することができる。

次に家族タイプについて見てみよう（表7の(2)）。土地持世帯の中で最も多い家族タイプは直系家族で，46.5パーセントを占めている。これに合同家族を加えてみると，土地持世帯の過半数は戸主がその親と，あるいは倅（娘）夫妻と同居していることになる。土地持世帯における核家族の割合は34.2パーセントと直系家族に次いで高く，単身世帯の割合についても土地持世帯の10パーセン

表7　土地持世帯と無高世帯の構成比較　1833(天保4)-1841(天保12)年累計

（単位 世帯）

(1) 宿内の階層		(a)	(b)
土地持世帯	114	19.8%	100.0%
百姓	102	17.7%	89.5%
村役人	9	1.6%	7.9%
千人同心	3	0.5%	2.6%
無高世帯	463	80.2%	100.0%
地借	7	1.2%	1.5%
店借	447	77.5%	96.5%
同居	3	0.5%	0.6%
神主	2	0.3%	0.4%
百姓母	1	0.2%	0.2%
無記入	3	0.5%	0.6%
合計	577	100.0%	

（単位 世帯）

(2) 家族タイプ		(a)	(b)
土地持世帯	114	19.8%	100.0%
単身	16	2.8%	14.0%
核家族	39	6.8%	34.2%
直系家族	53	9.2%	46.5%
合同家族	6	1.0%	5.3%
無高世帯	463	80.2%	100.0%
単身	39	6.8%	8.4%
核家族	359	62.2%	77.5%
直系家族	57	9.9%	12.3%
合同家族	8	1.4%	1.7%
合計	577	100.0%	

（単位 世帯）

(3) 転入年		(a)	(b)
土地持世帯	114	19.8%	100.0%
1832年以前	110	19.1%	96.5%
1834年	1	0.2%	0.9%
1836年	2	0.3%	1.8%
1841年	1	0.2%	0.9%
無高世帯	463	80.2%	100.0%
1832年以前	236	40.9%	51.0%
1833年	15	2.6%	3.2%
1834年	9	1.6%	1.9%
1836年	54	9.4%	11.7%
1837年	31	5.4%	6.7%
1838年	11	1.9%	2.4%
1841年	107	18.5%	23.1%
合計	577	100.0%	

（単位 世帯）

(4) 転出年		(a)	(b)
土地持世帯	114	19.8%	100.0%
1836年	7	1.2%	6.1%
1837年	11	1.9%	9.6%
1841年	4	0.7%	3.5%
1842年以降	92	15.9%	80.7%
無高世帯	463	80.2%	100.0%
1833年以前	80	13.9%	17.3%
1834年	1	0.2%	0.2%
1836年	39	6.8%	8.4%
1837年	105	18.2%	22.7%
1838年	3	0.5%	0.6%
1841年	12	2.1%	2.6%
1842年以降	223	38.6%	48.2%
合計	577	100.0%	

（単位 世帯）

(5) 滞在期間		(a)	(b)
土地持世帯	114	19.8%	100.0%
11年（定住）	90	15.6%	78.9%
10年	3	0.5%	2.6%
8年	1	0.2%	0.9%
7年	1	0.2%	0.9%
6年	10	1.7%	8.8%
5年	7	1.2%	6.1%
2年	2	0.3%	1.8%
無高世帯	463	80.2%	100.0%
11年（定住）	90	15.6%	19.4%
10年	3	0.5%	0.6%
9年	2	0.3%	0.4%
7年	13	2.3%	2.8%
6年	63	10.9%	13.6%
5年	33	5.7%	7.1%
4年	6	1.0%	1.3%
3年	3	0.5%	0.6%
2年	194	33.6%	41.9%
1年	56	9.7%	12.1%
合計	577	100.0%	

（単位 世帯）

(6) 世帯年		(a)	(b)
土地持世帯	1134	34.5%	100.0%
11年（定住）	990	30.2%	87.3%
10年	30	0.9%	2.6%
8年	8	0.2%	0.7%
7年	7	0.2%	0.6%
6年	60	1.8%	5.3%
5年	35	1.1%	3.1%
2年	4	0.1%	0.4%
無高世帯	2149	65.5%	100.0%
11年（定住）	990	30.2%	46.1%
10年	30	0.9%	1.4%
9年	18	0.5%	0.8%
7年	91	2.8%	4.2%
6年	378	11.5%	17.6%
5年	165	5.0%	7.7%
4年	24	0.7%	1.1%
3年	9	0.3%	0.4%
2年	388	11.8%	18.1%
1年	56	1.7%	2.6%
合計	3238	100.0%	

註）(a)…「土地持世帯」と「無高世帯」の合計数577世帯に占める割合。(b)…「土地持世帯」114世帯ないしは「無高世帯」463世帯に占める割合。「世帯年」×「滞在年数」を表す。

備考）数値は史料4箇年分の合計値。「定住」は1832（天保3）-1842（天保13）年までの居住が確認できた世帯を示す。

出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保4，7，8，12年，成内家文書。

トを超えていた。これに対して無高世帯の家族タイプは，土地持世帯と相反する結果となる。無高世帯のうち実に77.5パーセントが核家族であって，その数は土地持も合わせた全世帯の60パーセント強に及んでいる。逆に直系家族は12.3パーセントに過ぎず，合同家族と合わせても15パーセントに満たない。さらに単身世帯の割合も10パーセントを下回っていることから，無高世帯の家族タイプは核家族が大勢を占めているといえる。徳川時代の家族タイプの分類については斎藤修（1988）が「直系家族型ライフサイクル」として示しているように，「同一世帯内に複数の夫婦単位が同居する段階は必ずある」一方で「ライフサイクルを通じて各家族は核家族の段階を必ず経る」ため，[54] 表7の(2)における核家族と直系家族の割合は調査年度によって若干揺れ動くと思われる。しかし表6によって天保後期に転入した無高世帯のうち80パーセント以上が核家族であった事実を踏まえると，天保期八王子横山宿では無高世帯が核家族に特化していた反面，土地持世帯の家族タイプは無高世帯よりも分散傾向にある中で直系家族が主成分であったことに変わりはないだろう。

滞在期間に関しては，以下のような手順で分析する。まず表6のときと同じように転入年，転出年，滞在年数の分布表を作成し（表7の(3)，(4)，(5)），最終的には世帯年（household-year）[55] 単位で無高世帯と持高世帯の滞在期間の相違を把握する（表7の(6)）。世帯年は，1世帯が1年八王子横山宿に居住した場合，これを1世帯年と数える方法である。滞在年数そのものを比較対象としまうと，10年居住していても，あるいは1年で出入しても1世帯のカウントの仕方は変わらず，年数を過小評価してしまっている。そこで，滞在年数と世帯数の積で表す世帯年という単位を用いると，1世帯が10年間，居住した場合も，10世帯が1年ずつ居住した場合も，ともに10世帯年となる。

まず，無高世帯から検証しよう。表7の(3)より，463世帯のうち1832（天保3）年以前から居住していた無高世帯は236世帯，51パーセントの割合で存在する。すなわち，約半数の世帯は天保の飢饉以降に転入してきたといえる。一方で表7の(4)から，1842（天保13）年以降も八王子横山宿に居住していた世帯は223世帯，48.2パーセントであった。転出に関しても，転入のときと同様に半数を超える世帯が天保期に八王子横山宿をあとにしていることがわかる。そこで，無高世帯の滞在年数を算出してみよう（表7の(5)）。1833（天保4）年から1841（天保12）年までは11年間あるので，11年間連続して居住している世帯は「定住」していたと取り扱ってみると，「定住」した無高世帯は90世帯，19.4パーセントに留まり，残りの約80パーセントは期間中に転入，または転出していたことになる。滞在年数10年以下の内訳は表7の(5)のとおりであり，1年から2年，あるいは5年から7年にかけて集中しているのは史料の残存状況に拠るものである。さらに，1年しか滞在していない世帯が56世帯，12パーセント存在していたことから，表6で見たように1841（天保12）

(54) 斎藤修（1988），195-196頁。

(55) 世帯年のコンセプトは，速水融の人年を単位とした測定方法に拠るものである。速水融（1992），258頁。

年しか居住しなかった11世帯（7パーセント）もけっして稀有なケースではないといえよう。このように無高世帯は非常に短いサイクルで移動を繰り返していたものと思われる。また世帯年単位で見てみると（表7の(6)），定住した無高世帯はその46.1パーセントを占め，表7の(5)における過小評価を是正していることがわかる。同時に1年滞在した世帯の占有率は12パーセントから2.6パーセントへ，2年滞在した世帯の占有率も41.9パーセントから18.1パーセントへと是正されている。しかし評価を是正しても，定住した無高世帯は世帯年全体の過半数に達することはなく，移動性向が大きかったことを決定づけている。

次に，土地持世帯の滞在期間を検証してみよう。再び表7の(3)に戻ると，持高世帯114世帯のうち1832（天保3）年以前から居住していたのは110世帯，96.5パーセントに達する。言いかえれば転入して土地持になった世帯は僅か4世帯に過ぎず，土地持世帯への新規参入は極めて難しかったものと思われる。一方で，1842（天保13）年以降も八王子横山宿に居住していた世帯は92世帯，80.7パーセントにのぼる（表7の(4)）。転出した土地持世帯は22世帯と転入数よりは上回るが，無高世帯と比較すると極端に転出入が少ないことから，天保期八王子横山宿における土地持世帯は非常に固定されたメンバーで構成されていたことがわかる。さらに，土地持世帯の滞在年数を算出してみよう（表7の(5)）。11年間居住した「定住」世帯は90世帯，土地持世帯全体の約80パーセントを占有している。また10年未満の非「定住」世帯であっても，2年間のみ滞在した世帯は2世帯，1.8パーセントに留まる。最後に世帯年単位で見てみると（表7の(6)），「定住」世帯の割合は87.3パーセントを数えていた。1世帯あたりの滞在年数を求めてみると，無高世帯の平均が4.6年，土地持世帯の平均が9.9年であったことを含めて考えると，土地持世帯は定住性志向が強いのに対して，無高世帯は流動性志向に長けていたことが改めて理解できよう。

両者の差は，その職業や家業によってより明確に表れる。付表3の(1)は，「宗門人別書上帳」，「人別送状」，さらに「御用留」など他の『成内家文書』にある史料を用いて判明した天保期横山宿における各世帯の職業・生業内容である。史料の制約上，土地持114世帯，無高463世帯の全ての職業について判明したわけではないが，土地持に関しては54世帯，無高については64世帯が明らかになり，職業判明率はそれぞれ47パーセント，15パーセントという結果が出た。つまり，土地持層に関してはその約半数の職業・生業を把握することができたが，無高層についてはほとんど生計を立てる手段が理解できないということである。これは前節の「転入理由」（表4）でも触れたように，無高世帯の多くが「其日雇の者」として「裏店の世界」を形成していたからだと思われる。その証拠に付表3の店借層では，渡世，出稼，日雇稼など実際には何を営業していたのかはわからない世帯が目につく。一方で，土地持世帯においては「流地」が2世帯存在する。「流地」とは質地流れを意味しており，職業名ではないが生活状況を示すものとして掲げておいた。「流地」の2世帯には，いくつかの共通点が挙げられる。ともに男子が戸主の単身世帯であり，石高は4斗8升を数え，横山宿内土地持世帯の中では平均的な持高であった。さらに1833（天保4）年の人別改の段階で既

に宿内に居住していたが，1836（天保７）年の「宗門人別書上帳」には「流地」と書かれて２名とも名前を抹消されており，翌年の「宗門人別書上帳」以降再び名を連ねることはなかった。土地持世帯の転出は表７の(4)より非常に珍しい部類に属していたが，このような形で横山宿を後にするケースがあったことを付け加えておく。

土地持世帯と無高世帯の職種を分断させたもう一つの視点は，縞買，質屋，穀屋，青物など株仲間や問屋を形成したとされる参入規制がある職業にある（付表３の(1)，網掛け部分）。無高世帯としてこれらの職業に携わっていたのは僅かに２世帯であり，残りの15世帯は土地持世帯によって営業されていた。さらに無高２世帯のうち質屋兼穀屋の１世帯に関しては宿内階層が1833（天保４）年時点で店借であったのが1836（天保７）年には百姓に変更になった世帯であり，また穀屋を営業していた１世帯は地借の中では天保期に唯一定住した世帯であった。つまり無高世帯の中でも参入規制のある職業につくことができたのは一般的なことではなく，何か特別な事情を必要とした例外的な世帯に限られていたようである。次に，これら天保期の職業構成を元禄期のそれと比較してみよう（付表３の(2)）。元禄期に，このような問屋形態を組織していたのは太物問屋１世帯しかなかった。[56] 小間物，菜種，穀物，太物は史料原文[57]では「商買人（ママ）」として一括されており，各商買の世帯数はその「商買人弐拾六人」の内訳となっている。すなわち小間物，菜種，穀物に関しては元禄期には個人営業であったらしく，少なくとも問屋として組織されていなかったようである。一方で，織物関係では太物が「問屋」を名乗っているが，その数は僅か１世帯に留まっていたことから，天保期にかけて縞買問屋として流通機構が整備されていったと思われる。そして町方縞買，質屋，穀屋，青物業を営む土地持世帯は，代官や宿役人に保護されて問屋・仲間を形成したが，[58] 1837（天保８）年の大飢饉の際には「身元可成」な者として救済の差出金を供出するなど，宿内の役人，中心人物，富裕層に限定されていた（表８）。

一方，「仲間」を形成していたとされる職業の中でも，古着・古鉄商に対しては土地持・無高どちらの階層からも就業していた。元禄期には同じ八王子十五宿内の八幡宿において１世帯古着商を営んでいたのが確認できるが，[59] 横山宿にはまだ存在していなかった。1833（天保４）年には八王子十五宿全体にわたって古着・古鉄商の実態調査が行われており，これらリサイクル事業も組織化されているのがわかる。それによると，古着・古鉄商の渡世者は82名で構成されており，その74パーセントが無高世帯によって営業されていた。[60]

---

(56)　付表３における元禄期の「問屋場帳付」，天保期の「問屋」は宿駅機構の問屋場を示す。

(57)　「元禄十五年武蔵野国多麻郡柚井領八王子横山拾五宿村鑑」，横川家文書，『多摩文化』第12号（1963年２月），所収，56頁。

(58)　馬場憲一によると，八王子宿には1825（文政８）年以降米屋問屋が成立し，零細な小営業者は市場から締め出され自由な取引が行えなくなっていた。馬場憲一（1995），211頁。

(59)　佐々木陽一郎（1963），50頁。

表8　1837（天保8）年八王子横山宿における救民政策

(1)「差出金覚」より

	戸主	階層	職業		苗字・屋号	差出金
1	宗七	百姓	穀屋		米屋	30両
2	小右衛門	百姓	質屋		蔦屋	20両
3	弥七	百姓	質屋	穀屋	米屋	5両
4	重蔵	百姓	縞屋	質屋	鈴木家相模屋	5両
5	利兵衛	百姓	生糸		大塚家・鑓水村組頭	5両
6	五郎吉	百姓	生糸		大塚家・鑓水村組頭	5両
7	要右衛門	百姓	生糸	質屋	八木下家・鑓水村組頭	50両

(2)「是者救民助合金名前書当正月中御届申上候」より

	戸主	階層	職業		苗字・屋号	助合金
1	惣七	百姓	穀屋		米屋	5両
2	小右衛門	百姓	質屋		蔦屋	3両
3	権平	百姓	酒造		近江屋	2両
4	藤兵衛	百姓	縞屋	穀屋	中川家恵比寿屋	1両
5	弥七	百姓	質屋	穀屋	米屋	1両
6	重兵衛	百姓	質屋		伊勢屋	2分
7	伊右衛門	地借	穀屋		柏屋	2両
8	重蔵	百姓	縞屋	質屋	鈴木家相模屋	2両
9	善左衛門	百姓	穀屋	青物	凡屋	1両
10	市郎右衛門	百姓	縞屋		成内家白木屋	1両

註）　横山宿における職業・屋号特定者のみを抜粋し，史料記載順に表記した。
出典）樋口豊治「文政の大火と天保の飢饉」，『多摩文化』第12号（1963年2月）。
『成内家文書』，「救民救出金覚」，横山宿年寄伊兵衛他15名記（天保8年3月）。

階層が土地持世帯，無高世帯いずれにも偏重していなかったのは，「救民」にも当てはまる。[61]「救民」自体は「流地」と同様に職業名ではないが，世帯の実態を把握できる用語として付表3に掲載してみた。表8にある「身元可成」の者からの救済差出金は彼ら「救民」世帯に対して宛がわれた

(60)「古着古鉄古道具紙屑買渡世者名前書上書」，成内家文書，正田健一郎編（1965），所収，327-338頁。書上書に名を連ねた階層の内訳は，百姓20名，地借3名，店借58名，不明1名。これらリサイクル業者とても営業方法は様々であり，商品を限定する渡世者もいれば，複数の商品を同時に回収する商人もいた。例えば古着屋の場合には，神田柳原，日本橋富沢町，元浜町，浅草田原町，牛込改代町などで床店を出し，夜になると店を閉じて帰宅していたという形式もあれば，行商として「竹製の天秤にやはり竹製の独特の台をつけた竹馬という道具を女性の住民の多い長屋などに立てて，商品が見えるように掛けて売」る「古着売り」（別称「竹馬きれ売り」）もいた。石川英輔(1994)，266-267頁。一方で古鉄の方は，「取っけえべえ　取っけえべえ」と呼び声を出して子供相手に古がね，古煙管と飴をを取り替えて歩く行商人（「取り替えべい飴売り」）や，反古及び古帳，紙屑，古着，古銅鉄，古椀などあらゆる不用品を買いとって転売する「紙屑買い」などが存在していた。喜多川守貞（1973），94頁，および三谷一馬（1995），59-60，208，607頁。江戸市内における古着の流通構造については，吉田伸之（1992），326-333頁を参照されたい。

(61)　救民の経緯については，馬場憲一（1995），213-220頁。「救民」は「窮民」の意であるが，本稿では八王子横山宿「御用留」の記述に基づいて「救民」と統一する。

ものである。「救民」世帯に共通する特徴を探るべく個々の世帯のデータを分析し直してみると，特に持高がなかったり，少ないからであるとか，あるいは長期にわたって横山宿に居住しているから給付されたというわけではないことがわかる。付表3における土地持層で「救民」とされた9世帯は，石高4斗5升から5斗6升に位置する宿内では平均的な階層であった。一方，無高層16世帯の中で期間中「定住」していた世帯は4割強の7世帯存在し，その割合は無高世帯全体に対する定住世帯の割合（表7の(4)，19.4パーセント）と比較してみると十分高かったことがわかる。ところが1833（天保4）年以降転入した世帯も5世帯「救民」の対象となっていたことから，必ずしも天保期以前から「定住」していたことが「救民」になるための条件というわけではなかったと思われる。[62] ただし，この「救民」23世帯に共通することはどちらの階層に属していたとしても職業が明確でないことである。とりわけ参入規制のある職業に従事していなかったことは明らかであり，「成内家文書」のいずれを見ても「救民」というデータ以外は職業・家業を示すデータは表出されなかった。[63]

以上より「宗門人別書上帳」から見た八王子横山宿内の世帯の特徴をまとめてみよう。横山宿内の階層は，石高を有し直系家族を中心とする土地持世帯と，石高を持たず核家族中心の無高世帯の2つに区分される。土地持世帯の大半は宿内での居住が一過性のものではなく定住志向が強いが，無高世帯は転出入を頻繁に繰り返し宿内での滞在期間はごく短いものだった。両者のこのような格差は，職業や家業に起因するところがある。縞買，質屋，穀屋，青物など株仲間や問屋を形成して参入規制を敷いていた職種は主に土地持世帯によって営業され，これらの職種に新規参入できなかった無高世帯は「其日雇の者」として雑業者化していたものと見られる。もっとも土地持層に属しているとはいえ，宿内での居住が恒常的に安定しているわけではなかった。質地流れを起こした世帯は転出し，飢饉時に女性が戸主であったり，世帯規模が大きかったりすると「救民」扱いを受ける世帯も存在していた。いずれにせよ移動性向が高いのは無高世帯ではあったが，石高の有無が世帯の転出入を決定づけていたのではなく，むしろ営業する職種によって横山宿への定着率が決定していたといえる。つまり新規参入し難い規制産業に従事する土地持世帯は定住志向を持つ一方，自由競争のもとで其日稼の仕事を営む無高世帯は流動性が強くなる。そして天保期八王子横山宿の人口は，このように二重構造を発生させていたのである。[64]

---

(62) 救民後，横山宿から転出ないし消滅した世帯は10世帯存在した。

(63) この他に救民の一部に見られる特色として，女性が戸主だったのが3世帯，合同家族が2世帯存在していたことが挙げられる。

6．む　す　び

天保期八王子横山宿への人口移動は，おおかた世帯の移動であった。30歳代を中心とした若年の農村余剰労働者が妻子を伴って核家族で八王子横山宿に転入していた。転入前の居住地はおおよそ関東一円に分布していたが，相対的に甲州道中を横軸とした東西間の移動よりも脇往還を縦軸とする南北間の移動の方が活発であり，八王子宿が北関東と南関東を人口面で繋いでいたことが理解できる。移動形態は横山宿からの距離に応じて，近距離移動と中距離移動の２種類に区分される。近距離移動の範囲は八王子寄場組合村の範囲に相当していた。組合村内部の農村ではこの時期在来産業ごとに分業圏が形成されており，そのために定期市を開催する横山宿と人口移動の面で密接に関わりを持つようになったと思われる。一方，中距離移動は直接横山宿に移動するだけではく，出身農村に隣接する市場町に滞在してから横山宿に転入するという移動が行われていた。18世紀西関東機業地域には秩父や飯能をはじめとして各地に定期市が成立したが，その市場圏は徐々に拡大していき，19世紀までに八王子の市場圏が各地の市場圏を包括していったことで，農民の移動距離も増大していった。

横山宿へ転入した世帯は，無高の店借として新生活を開始するのだが，縞買，質屋，穀屋，青物など株仲間や問屋を形成していた新規参入の難しい職種においては，既に天保期以前から横山宿に居住していた土地持世帯の営業するところにあった。そのため転入世帯は「其日雇の者」として雑業化していくことになる。だが，彼らにとって横山宿は定住の地というわけではなく，さらに過半数の世帯が宿から転出していった。このように天保期八王子横山宿では地域間移動が積極的に行われており，その結果として定住する土地持世帯と流動性の高い無高世帯の双方が存在するという人口の二重構造を発生させていた。しかし，当時横山宿で見られた質地流れや救民政策の状況から判断する限り，石高の有無が世帯の転出入を決定づけているわけではなかったことから，宿内で従事する職業によって世帯の定着率が決定していたといえる。

---

(64)　幕末都市労働市場の二重構造に関して，斎藤修は大店奉公人の再生産は大坂菊屋町の場合，「ほとんど分家・別家のネットワークで緊密に結び合わされた商家の世界内部でなされ」ており，上方商人の江戸店においても，男子奉公人“キャリア組”は現地採用しないのが原則であって，江戸町人の社会そのものとは切れた封鎖性の強い市場であったと述べている。八王子横山宿の場合，雑業者層が農村からの転入で補われていたことは理解できたが，表店の奉公人の出身経路が判別できないため，内部化が行われていたのかは確定できない。しかし転入の「人別送状」には大店の店表奉公人になるという事例が１件もないことから，大店と関係が深かった町方縞買商人も奉公人を現地採用せず上方式に商家内部の世界で再生産されていたと思われる。したがって江戸と同様に八王子宿においても労働市場の二重構造が存在していたという可能性は十分あり得たと思われる。斎藤修(1987)，112-116頁。

以上のとおり，本稿は「宗門人別書上帳」と「人別送状」を照合させて天保期八王子横山宿における転入世帯の特徴を捉えてきたが，さらに弘化期以降の転入世帯，さらに横山宿から転出していく世帯を分析して時系列的に，あるいは転出入別に比較し検討していくことが必要とされる。引き続き史料を整理して，今後の課題としていきたい。

（経済学部研究助手）

参 考 文 献

E. G. Ravenstein, 'The Laws of Migration Second Paper', *Journal of Royal Statistical Society*, vol. 52 (1889).

石川英輔『大江戸リサイクル事情』講談社，1994年。

上野和彦『地場産業の展望』大明堂，1987年。

植田孟縉『武蔵名勝図会』慶友社，1967年。

植村正治『近世農村における市場経済の展開』，同文舘，1986年。

大友篤『地域分析入門』東洋経済新報社，1982年。

神立孝一「「領」と市場圏　－武州三田領の場合－」，『創価経済論集』第17巻第2号（1987年9月）。

喜多川守貞『守貞漫稿』（朝倉治彦編）東京堂出版，1973年。

鬼頭宏「近世後期地方都市の人口再生産力　－秩父大宮郷の場合－」，『上智経済論集』特別号（1985年3月）。

斎藤修『商家の世界・裏店の世界　江戸と大阪の比較都市史』リブロポート，1987年。

――「大開墾・人口・小農経済」，『経済社会の成立　17-18世紀』（日本経済史1）岩波書店，1988年，所収。

佐々木陽一郎「元禄十五年八王子横山拾五宿村鑑について」，『多摩文化』第12号（1963年2月）。

――「江戸時代都市人口維持能力について　―飛騨高山の経験値にもとづく一実験の結果―」，社会経済史学会編『新しい江戸時代像を求めて　－その社会経済史的接近』東京経済新報社，1977年，所収。

――「江戸時代の一都市における人口移動について　―飛騨国高山の事例―」，『千葉大学人文学部法経研究』第9号（1980年3月）。

――「人口移動とその要因　－飛騨国と高山の実例－」，『千葉大学　経済研究』第2巻第2号（1988年11月）。

正田健一郎「八王子織物市の生成と発展（一）」，『多摩文化』第12号（1963年2月）。

正田健一郎編『八王子織物史』上巻，八王子織物組合，1965年。

トマス・C・スミス「前近代の経済成長　－日本と西欧－」，社会経済史学会編『新しい江戸時代像を求めて　－その社会経済史的接近』東京経済新報社，1977年，所収。

高木正朗「都市町内の Population Dynamics　－19世紀奈良町「人数増減帳」にみる－」，『立命館産業社会論集』第25巻第1号（1989年6月）。

高橋美由紀「郡山上町の都市化」，社会経済史学会第66回全国大会自由論題報告，1997年。

――「近世在郷（宿場）町の発展と労働移動」，社会経済史学会第68回全国大会自由論題報告，1999年。

辻本芳郎・北村嘉行・上野和彦編『関東機業地域の構造変化』大明堂，1989年。

土田良一「近世甲府三日町の人口動態」，『人文地理』第31巻第6号（1979年12月）。

八王子市編『八王子市史』下巻，八王子市，1980年。

八王子市教育委員会『八王子千人同心史』通史編，八王子市教育委員会，1992年。

馬場憲一『近世都市周辺の村落と民衆』雄山閣出版，1995年。

速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社，1992年。

樋口豊治『江戸時代の八王子宿』揺籃社，1990年。
北条勇作『経済学の一方向　－経済地理学の視点から－』多賀出版，1998年。
松浦昭「近世後期労働移動の一形態　－摂津国花熊村の人口移動を中心として－」，『社会経済史学』第38巻第6号（1973年）。
溝口常俊「近世甲斐国における奉公人の移動に関する研究」，『人文地理』第33巻第6号（1981年12月）。
三谷一馬『江戸商売図会』中公文庫，1995年。
光石知恵子『江戸時代の八王子の人口』かたくら書店，1987年。
南和男『幕末江戸社会の研究』吉川弘文館，1978年。
山下治子「近世末期，横山宿を中心にみた人口動態及び奉公人使用状況　－「人別送り状」の検討をかねて－」，『多摩文化』第12号（1963年2月）。
吉田伸之「江戸と民衆世界」，『都市』（東京大学公開講座54），東京大学出版会，1991年。
――「表店と裏店　―商人の社会，民衆の世界」，吉田伸之編『都市の時代』（日本の近世9），中央公論社，1992年，所収。

付表１　「人別送状」（転入）のうち「宗門人別書上帳」に記載がある世帯

#	元号	年	月	国	郡	宿町	村	階層続柄	転入者	齢	妻	忰	娘	その他	転入理由	備考
1	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子	新横山村	百姓	彦八	30	26				借家	
2	天保	13	6	武蔵	多摩	八王子恩方	下恩方村		谷五郎	26	21				渡世	
3	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子加住	八日市村	百姓	源七	38	40				魚屋渡世	病身
4	天保	13	8	武蔵	多摩	八王子元八王子	横川村		政次郎	54	33					
5	天保	13	4	武蔵	多摩	八王子十五宿	小門宿	千人同心弟	増吉	33	23			母49	勝手	
6	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子十五宿	八日市宿	店借弟	常八	35	28				借家	
7	天保	13	6	武蔵	多摩	八王子十五宿	本宿		磐蔵	33	33		4		借家	天保８横山村日雇稼
8	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子小宮	大和田村	百姓倅	忠次郎	41	38		6		借家	上州碓氷郡磯部村→天保11大和田村
9	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子由井	小比企村	百姓叔父	幸三郎	35	36		16		出稼	
10	天保	13	5	武蔵	多摩	小宮領	入野村	百姓倅	三次郎	32	22				罷越	
11	天保	13	5	武蔵	江戸	小日向東古川町		店借弟	又兵衛	28	30				住居	
12	天保	13	5	武蔵	葛飾	東葛西領	東小松川村	百姓倅	助次郎	25	27		3		渡世	
13	天保	13	5	武蔵	埼玉	幸手宿		百姓	定三郎	32				母57弟24	借家渡世	天保12転入，大工職
14	天保	13	5	武蔵	足立	植田谷領	塚本村	百姓	勇次郎	38	38	7			渡世	
15	天保	13	5	武蔵	秩父		白久村		清衛門	61	50				借家渡世	
16	天保	13	5	武蔵	入間	金子領	新久村	百姓弟	音吉	33	23				勝手	
17	天保	13	5	武蔵	入間	山口領	堀之内村	百姓	徳右衛門	50	47		11		出稼	病身
18	天保	13	5	武蔵	比企		角山村	百姓	平五郎	39	37		6,3		渡世	
19	天保	13	5	上野	碓氷	安中藩領	高梨子村		庄助	40	24	8			勝手	天保12本宿へ転出
20	天保	13	5	上野	甘楽		丹生村	百姓	久兵衛	34	24				糸繭渡世	
21	天保	13	5	下野	足利		松田村	百姓倅	儀助	30	24				渡世	家業
22	天保	13	5	相模	鎌倉		下飯田村	百姓	与兵衛	22	23				借家	
23	天保	13	6	相模	高座		大島村		吉右衛門	34	33	4			借宅	
24	天保	13	5	相模	高座		浜野郷村	百姓	利兵衛	53					店借渡世	病身，文政10転入，塩物
25	天保	13	5	相模	大住		寺山村		久蔵	41	32	3			渡世	
26	天保	13	5	相模	大住		坪之内村		徳左衛門	44	39		10		渡世	
27	天保	10		相模	津久井		佐野川村	百姓弟	角太郎	28	28				商渡世	
28	天保	13	5	相模	津久井		小原宿	店借	吉五郎	23	24				店借渡世	旅籠屋，天保12転入
29	天保	13	6	相模	津久井		小原宿		傳左衛門	46	34	13	10,3	父55母52	罷越	
30	天保	13	6	甲斐	都留	郡内領	四方津村	年寄伯父	伊兵衛	46					渡世	
31	天保	13	5	駿河	駿東	沼津宿	本町	弟	源次郎	39	34	4		母64	住居	
32	天保	13	5	駿河	富士		神谷村	百姓	七左衛門	37	34		5		渡世	
33	天保	13	6	三河	碧海		古井村		富五郎	60	47	22,9	21,19,16	下女44	借宅渡世	天保12転入

備考）#は送状番号。
転入年月，前住地，階層続柄，転入者名，転入理由，生国・備考は「人別送状」に基づく。同伴者の続柄について「人別送状」に記載のない者は「宗門人別書上帳」による。
#の網掛けは「宗門人別書上帳」にて天保13年に転入，その他は天保12年に既住。
年齢の網掛けは天保13年時，その他は天保12年時のもの。

出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」天保12年，成内家文書。
八王子横山宿「人別送状」（転入），文政10年-天保13年８月，成内家文書。

付表２　「人別送状」（転入）のうち「宗門人別書上帳」に記載がない世帯

#	元号	年	月	国	郡	宿町	村	階層続柄	転入者	齢	妻	倅	娘	その他	転入理由	備考
1	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子	子安村	百姓	友吉		不				借家出稼	
2	天保	8	4	武蔵	多摩	八王子元八王子	横川村	名主伯父	幸吉						病身	
3	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子元八王子	下壱分村	百姓弟	勝五郎							
4	天保	9	7	武蔵	多摩	八王子十五宿	八日市宿	店借	半蔵						勝手	
5	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子十五宿	八日市宿	店借	兵助						店借	天保２転入
6	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子十五宿	本郷宿		とせ						渡世	
7	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子十五宿	本宿		庄五郎						借家	
8	天保	13	8	武蔵	多摩	八王子小宮	平村	百姓	要蔵		不				店借渡世	商・５年
9	天保	13	5	武蔵	多摩	八王子柚木	宇津貫村	百姓	半右衛門	23	23	2			渡世	農業・商
10	天保	13	6	武蔵	多摩	八王子由井	長沼村	百姓弟	仙蔵	27	27				店借出稼	
11	天保	13	5	武蔵	多摩	三田領	下村		喜蔵						借家	
12	天保	13	5	武蔵	多摩	三田領	今井村	百姓倅	市五郎						罷越	
13	天保	13	5	武蔵	多摩	三田領	千ヶ瀬村	百姓次男	伊之助						借家	
14	天保	13	5	武蔵	多摩	三田領	畑中村		吉蔵						勝手	
15	天保	13	5	武蔵	多摩	山口領	廻リ田村	百姓	勝五郎						渡世	
16	天保	13	5	武蔵	多摩	山口領	砂川村	百姓伯父	宗右衛門						地借	
17	天保	11	10	武蔵	多摩	小宮領	草花村	百姓	友吉						渡世	
18	天保	8	6	武蔵	多摩	日野領	関戸村	百姓弟	兼次郎						勝手	
19	天保	13	6	武蔵	多摩	日野領	川辺堀之内村	百姓娘							勝手	
20	天保	13	5	武蔵	多摩	日野領	蓮光寺村	百姓	万五郎						住居渡世	
21	天保	11	1	武蔵	多摩	拝島領	柴崎村	百姓	萬蔵						出稼	
22	天保	13	5	武蔵	多摩	拝島領	大神村	百姓次男	新蔵	47					借家	
23	天保	13	5	武蔵	多摩	府中領	平尾村	百姓倅	粂吉							
24	天保	13	5	武蔵	多摩	由井領	三沢村	百姓弟	幸八							
25	天保	13	6	武蔵	江戸	京橋銀座	弐丁目		庄五郎						住宅	
26	天保	13	5	武蔵	江戸	深川元町			幸七						住宅	
27	天保	13	5	武蔵	江戸	土井能登守内		黒田庄助次男	若三郎	25						
28	天保	13	5	武蔵	高麗		真能寺村	百姓	松五郎						地借渡世	隠居
29	天保	13	5	武蔵	榛沢	鉢形領	桜沢村	百姓弟	弥市						渡世	魚売
30	天保	13	5	武蔵	秩父	大宮郷	近戸村	百姓	勇蔵		不				借家	
31	天保	13	5	上野	碓氷		中磯部村		太兵衛						渡世	
32	天保	13	5	上総	埴生		佐坪村	百姓	六右衛門						渡世	
33	天保	13	5	相模	足柄下		前川村	百姓	吉蔵						渡世	
34	天保	13	4	相模	津久井		牧野村		定吉						罷越	
35	天保	13	5	相模	淘綾		虫窪村	百姓	長兵衛						商売	病身，７ヶ以前，塩物
36	天保	12	10	越後	蒲原		三日市町	百姓	市右衛門	46					厄介	
37	天保	13	6	甲斐	都留	郡内領	榊原村田升組	百姓弟	呉三						出稼	
38	天保	13	5	信濃	佐久		梨子沢村	百姓	秀蔵						借家出稼	
39	天保	13	5	信濃	諏訪		福嶋村	百姓倅	伊之助						厄介	天保１福嶋村→千人町
40	天保	13	6	尾張	会済		富嶋村	百姓	平助						罷越	

備考）#は送状番号。
転入年月，前住地，階層続柄，転入者名，転入理由，生国・備考は「人別送状」に基づく。同伴者の続柄について「人別送状」に記載のない者は「宗門人別書上帳」による。
出典）八王子横山宿「宗門人別書上帳」天保12年，成内家文書。
「人別送状」（転入），文政10年-天保13年８月，成内家文書。

付表3　八王子横山宿の職業・生業構成

(1) 天保期

(単位：世帯)

身分・職業・生業			土地持	地借	店借
年寄			4		
問屋			2		
年寄	**穀屋**	**青物**	1		
縞買			3		
縞買	**質屋**	**染屋**	1		
質屋	**穀屋**		2		1
質屋			2		
穀屋			4	1	
穀屋	**縞買**		1		
穀屋	**古鉄**		1		
食売旅籠屋			2		10
食売旅籠屋	平旅籠屋		1		
平旅籠屋			3		1
平旅籠屋	煮売茶屋		1		
古着			4		1
古鉄	食売旅籠屋		1		
古鉄			2		6
酒造			1		1
桶屋			1		
鍋屋			1		
油屋			1		
救民			9		16
流地			2		
八幡宿近江屋			1		
医師					6
針医					1
神主					2
魚屋					1
蕎麦屋					1
菱屋					1
蒲鉾					1
棒屋					1
刻煙草					1
大工					1
渡世					9
出稼					1
日雇稼					1
千人同心			3		
			54	1	63

(2) 元禄期

(単位：世帯)

小間物商	5
菜種商	2
穀物商	16
太物問屋	1
鍛冶	1
医者	3
荷鞍打	2
畳指	1
紺屋	2
山伏	1
禰宜	1
千人同心	6
定使	2
問屋場帳付	2
造酒屋	4
休酒屋	4
農業専業	100
	153

備考）元禄期は土地持・地借・店借の区別はなし。
元禄期「農業専業」は「内耕作之間六才市日商渡世のもの」を表す。
天保期の数値は史料4ヶ年分の合計値，2種以上の職業は兼業。
天保期の網掛け部分は株仲間や問屋を形成していたとされる参入規制のある職業を表す。

出典）「元禄十五年武蔵野国多麻郡柚井領八王子横山拾五宿村鑑」，横川家文書，『多摩文化』第12号所収。
八王子横山宿「宗門人別書上帳」，天保4，7，8，12年，成内家文書。
八王子横山宿「人別送状」（転入），文政10年-天保13年8月，成内家文書。
八王子横山宿「御用留」，成内家文書。
正田健一郎編『八王子織物史』上巻，八王子織物組合，1965年，327-359頁。
馬場憲一『近世都市周辺の村落と民衆』雄山閣出版，1995年，212-219頁。